
令和5年 老 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第3日)

議事日程 (第3号)

令和5年9月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 4番 山口 欽秀 議員
14番 市山 繁 議員
7番 植村 圭司 議員
8番 清水 修 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (14名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 森 俊介君 | 2番 樋口伊久磨君 |
| 3番 武原由里子君 | 4番 山口 欽秀君 |
| 5番 中原 正博君 | 6番 山川 忠久君 |
| 7番 植村 圭司君 | 8番 清水 修君 |
| 9番 土谷 勇二君 | 11番 豊坂 敏文君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 市山 繁君 |
| 15番 赤木 貴尚君 | 16番 小金丸益明君 |

欠席議員 (1名)

- 10番 音嶋 正吾君

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 山川 正信君 議会事務局次長 平本 善広君
議会事務局次長補佐 松永 淳志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	教育長	山口 千樹君
総務部部長	中上 良二君	企画振興部部長	塚本 和広君
市民部部長	西原 辰也君	保健環境部部長	崎川 敏春君
農林水産部部長	谷口 実君	建設部部長	平田 英貴君
消防本部消防長	山川 康君	教育次長	目良 顕隆君
総務課課長	横山 将司君	財政課課長	原 裕治君
会計管理者	篠崎 昭子君		

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材の使用の許可をいたしておりますので、御了承ください。

10番、音嶋議員から欠席の届出がっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者、質問通告者一覧表の順序により、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、4番、山口欽秀議員の登壇をお願いします。山口議員。

〔山口欽秀 議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） おはようございます。

9月会議一般質問、最初の質問者として質問をいたします。

まず1点目ですが、壱岐市の保育所運営の在り方についてお伺いします。民間の認定こども園の建設問題で、昨年から今年で様々な混乱がありました。市民は、あんな危険なところになぜ認定こども園を作るのか、もっと安全でいいところが壱岐市にあるんじゃないかと、こう考えて、疑問を持って、いろいろ意見を言われました。

ある市民は、新たな建設場所を自ら提供して、ここではどうだと、このような提案もあったわけです。

しかし、壱岐市は民間がやることだから関わることを避け続けたと思います。最後に市民の批判を受けて、そして壱岐市民を批判して、北串会は建設をやめて撤退していきました。

この間、老岐市子ども子育て会議の方針を市の方針だとして、認定こども園ができるので、へき地保育所5園を令和6年3月に閉園すると、まず市は表明しました。

ところが、認定こども園の建設が1年延期されると、へき地保育所3園を閉園して、それは令和6年3月だと。そして、志原、柳田2園については閉園を令和7年3月にすると、再度見直しを保護者に伝えました。

しかし、認定こども園の建設がなくなりました。元に戻った以上、大きな前提が崩れたわけですから、ならば市民の納得のいく見直しが必要ではないかと考えます。

それでは、市としては、どう考えているのか。市の方針は、子ども・子育て会議の方針に沿ってやってきたというわけですから、方針に立ち戻り老岐市の保育運営をしっかりとやるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの山口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部部長（西原 辰也君） おはようございます。

4番、山口議員の御質問にお答えいたします。

民間認定こども園の建設が中止になったことにより、保育所運営の在り方はどのようになったのだろうかという御質問になります。

今回の民間事業者による認定こども園の開設につきましては、これまでも様々な議論がなされた中で、現地工事まであと一步のところでの事業撤退は、本市の保育環境のさらなる充実に大きく期待を寄せていただいただけに非常に残念な結果となり、今後の保育行政に大きく影響を及ぼすものでございました。

見直し内容及びその過程につきましては、議案第48号第2期老岐市子ども・子育て事業計画中間見直しの策定についての議案説明でも申し述べましたように、本年3月の民間事業者からの事業撤退の意向を受けまして、附属機関である老岐市子ども・子育て会議において、再度現状の児童数から今後の保育増の見込みと提供体制を実績等に基づき検討いただき、合わせて市民皆様から広く意見をいただくためのパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえた上で、保育所運営の在り方について、見直しの答申を当会議より受けております。

その答申結果を尊重し、老岐市の方針として、これまでも保護者の皆様、子育て世代の皆様へ御説明のとおり、今年度末、令和6年3月末で、渡良、沼津、初山のへき地保育所3園の閉園手続を行い、残る柳田、志原のへき地保育所2園についても、令和6年度末、令和7年3月末で閉園に向けた手続を進めてまいりました。

今後とも在園するお子さんと保護者の方にとって、よりよい形での閉園を迎えるため、保護

者の皆様の御理解と御協力、合わせて地域の方々の御協力もいただきながら、閉園に向けた手続を進めてまいります。

以上でございます。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今の返答でありますと、認定こども園の建設がなくなったにもかかわらず、あることを前提として進んできた閉園の方針が一切変わってない。そこは、なぜでしょうか。そういう説明は保護者にされたのでしょうか。その点、御答弁ください。

○議長（小金丸益明君） 西原市民部部長。

○市民部部長（西原 辰也君） ただいまの再質問にお答えいたします。

保護者への説明会を、保育所運営の在り方につきまして、現状を踏まえたところでの説明を行ってまいりました。

本年度、渡良、初山保育所については、入所調整により休園措置を行ったところでございますが、沼津保育所では現5歳児、柳田、志原保育所では現4歳児が卒園を迎えるのと同時に、閉園手続を行うということになってまいります。具体的には、沼津保育所の現3歳児の在籍は現在ありませんので、現4歳児のお子さんが、令和6年4月より他の保育所等の選択をお願いすることとなります。柳田保育所においては、在籍する全3歳児のお子さんが、令和7年4月より他の保育所等の選択をお願いすることとなっております。志原保育所におきましても、現3歳児のお子さんの在籍はありませんので、在籍する現4歳児の卒園と同時に、閉園の手続を行うこととなります。

現状それぞれのへき地保育所での閉園に向けた計画的な保育所等の選択を、保護者の方におかれましてもいただいているものと考えておりますので、現在の保育所説明会を行った中で、この計画を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 実際答えてくれないんですね。建設を前提として、5園を閉園をするという方針を持って進んでいた方針が、急遽、民間子ども園の建設がなくなったのに閉園だけは進めると。これは、ちゃんと説明しなければ誰も納得しないんじゃないですか。私は沼津の保育園の説明に行きましたが、その点での説明はありませんでした。

しっかり納得する、認定こども園が建設なくなった以上、私は元へ戻して出発点、答申に基づくならばへき地3園の閉園は進んでいる、その点書いてあります。ところが、志原、柳田については残すと書いてあるわけですから、そこに立ち戻る必要があると。その点で御意見ないで

しょうか。

○議長（小金丸益明君） 西原市民部長。

○市民部部長（西原 辰也君） へき地保育所の件でございますが、子ども・子育て会議の答申、再度今回の見直しを行った中で、現在の保育所の希望、そういったところを見まして、現在の量の確保につきましては一定見込みが、中で確保ができておりますので、その辺を思いまして、子ども・子育て会議の答申も出たものと思っております。その答申を尊重いたしまして、現在のへき地保育所閉園の計画を進めてまいるといふことで、説明を行っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まだ説明になってないと思います。認定こども園の建設がなくなった以上、それに基づいて変更されるべき見直しがせずにこのまま進んでいる。これは、誰も市民納得、保護者も納得しないと思います。その辺りの説明も、各へき地保育園の説明にもなかったと。本当に市民に対して不親切な、そしてその中に語られたのは、いろんな市民の声に対して、市の方針ですから、こういう一言で保護者に説明するという、そういう事態。これは、丁寧な説明にはなりませんし、市がやってはならない。保護者にしっかり寄り添ってやるべきだと思います。

さて、今言われました必要な量は確保してるから大丈夫だということでもあります。その点について、2番目の今後の老岐市の保育体制について、その関連でお伺いしたいと思います。

子ども・子育て会議の中間見直しで、全体として量の確保という点では書いてあります。それは前回の質問の中で、前の会議のときでも、老岐市全体でそろっているから大丈夫だということでありましたが、子育てのニーズはどこにあるのかというのを知っていらっしゃるのか。保護者は安心して子どもを預けて働きたい、子育てと仕事を両立したいと願っているわけです。この願いをしっかり支える環境を作るのが、市の役割であると考えます。

例えば、沼津の人が武生水保育園に定員がオーバーなので入れない。そのために、ほかのところに預けなければならない。そういう事態が起こる可能性があるわけですね。で、例えば勝本保育園に預けて、郷ノ浦で働かざるを得ないということになるわけですが、こんなことが朝、勝本保育園に預けて、郷ノ浦まで、仕事場まで、行けるか。大変なことですよ。だったらもう働かないよとか、そういうふうになりかねない状態が市民の中にはあるということをしっかり分かっていたいただきたいと思います。

そうするとですよ、今、保育所の要望は強いわけですよ。子どもを受け入れる細かい配慮、体制が必要なわけですが、今までへき地保育所5園に対して、令和2年度は84人、令和3年度は73人、令和4年度は65人の入所がありました。そして、渡良、初山がゼロになって、令和5

年度は36人となりました。

じゃ、令和6年度はどのぐらいになるでしょう。沼津が減りますから、沼津にも3人ほどいます。卒園して1人残ります。そうすると、30人前後かなというふうに、私の予想ですが、沼津がゼロになった。令和7年、志原、柳田が入っていた子どもたちが何人残って、その子らが志原、柳田に入るだろうという人数が、ほかに行かざるを得ないわけですから、受入れ先がない。

認定こども園が新しくできていけば、この25人ぐらいは入れる要素があったわけですから、それは許せるとしても、この25人ぐらい、令和7年度、令和8年度の20人程度の入所希望者が出る可能性があるということについて、どのように考えて、この25人なりの入所希望にしっかり応える、そういう準備ができているのか、その点をお答えください。

○議長（小金丸益明君） 西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部部長（西原 辰也君） 山口議員の2つ目の御質問、今後の壱岐市の保育所体制ということで、1つ目に待機児童問題についてと思います。

今後の壱岐市の保育所体制についてですが、へき地保育所は3歳から就学前までの児童の生活指導、創作活動、自己の力を十分に発揮できるような環境づくりをして、人間形成の基礎がつくられるように保育を実施しております。

へき地保育所は御存じのとおり、3歳から就学前で保育を必要とせず、教育を希望する児童の1号認定と、3歳から就学前で保護者の就労等により、保育を必要とする児童の2号認定が利用することができます。

現在、へき地保育所のほかには、1号認定の児童の場合は認定こども園と幼稚園、2号認定の児童の場合は認可保育所、認定こども園、幼稚園に入所することができます。

また、壱岐市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズ等を踏まえ、教育保育事業等を実施しておりますので、保育所には小学校区のような住所による縛りがなく、保護者の就業場所等の利便性により保育所等を選択することができます。

今後の推計児童数を見ますと、出生数の減少から、3年後には3歳から5歳までの児童については100名以上が減少することが予想されております。

教育保育事業につきましては、1号認定の児童は認定こども園及び幼稚園、2号認定の児童は、現状の認可保育所、認定こども園、幼稚園において、教育保育の量の確保はできるものと考え、へき地保育所を閉園することによる待機児童は生じないものと考えております。

以上でございます。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 壱岐市全体では、枠がいっぱい余っているわけです。ところが、郷ノ浦に通勤する保護者にとって、預け場所がないわけです。武生水保育園は定数をオーバーしている。あそこに沼津の方が希望すれば入れますか。いや、それは約束できません。それは、市のほうの説明です。定員をオーバー、超過、増やすことができますか。いや、それはできません。そういう返答です、説明会の。

だから定員が大きく、今いっぱいなのに、そこにへき地保育所、今まで通っていたその人数に予想される人数が入れないという状態を、しっかりつかむ必要があるのではないですか。

郷ノ浦幼稚園も、定時は１２時までですけども、お母さん達が働くために６時までの長時間保育を希望される方が、五十何人の定員の中で４０人が長時間の６時までの保育を求めてらっしゃるわけです。つまり、保育を希望する親が多いわけです。そこに余裕を持った受け入れる体制が郷ノ浦地区にないんじゃないかと。じゃ、勝本行きなさいよ、芦辺行きなさいよ、八幡に行きなさいよという、そういうことはできないんじゃないですか。

ですから、さっき、今言われましたように、緩やかに子どもは減ります。だったら、緩やかに、その状況に合わせて、へき地保育所の閉園の見直しもすればいいじゃないですか。今回、認定こども園ができるから一気になくしても入れるよと。私、それは納得できます。しかし、できない以上、緩やかな閉園をやる必要が、市はしっかり考える必要がある。その点で、志原、柳田を最低でも今後、緩やかに保ちながら状況を見て閉園をする。それが答申に沿った、しっかり市民のニーズに寄り添った、現状に合った閉園の方針だというふうに私は思います。

その点で、しっかり現状、壱岐全体で定数が確保できとるから大丈夫だと。それでは実際に保護者や子どもが困ります。その辺りをしっかり検討の上、見直しを求めて、第１点目の質問を終わります。

では、３点目の高齢者の交通手段の支援についてであります。

高齢者は、年を取るとともに動けなくなる、運転もできなくなるということで、交通手段がなくなり、深刻な生活不安が広がるわけであります。その上に、年金生活になる中で、物価高騰や病院への治療費など、厳しい生活をますます強いられているのが現状であります。

この夏、猛暑の中、道路工事なんかで行き違うと高齢者の方が働いている。大変だなと。働かないと立ち行かない、そういう人も多い。やっぱりここに政治がしっかり寄り添わないといけないんじゃないかなと、私はつくづく思いました。

高齢になって、車の運転をやめざるを得ない。これは誰しも来るわけです。そのときに安心して病院に、買物に行ける支援が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

市長は、誰一人取り残さない、これが日頃から言ってらっしゃいます。

また、地方自治体の役割として、地方自治法第１条の２には、地方公共団体は、住民の福祉の

増進を図ることを基本としというふうには、地方自治法の第1条に書いてあるわけです。住民の福祉の増進にやらなければ、自治体の役割を果たしていることにならないよということではありませんか。そういう意味では、高齢者が安心して病院へ、そして買物に行けるよう、高齢者のためのタクシーの利用を促進する支援策の策定を考えてはいかがでしょうか。

御意見をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部部長（西原 辰也君） 山口議員の3つ目の御質問に答えます。

高齢者の交通手段の支援についての質問でございますが、壱岐市では満75歳以上の方に対して、高齢者福祉の増進を図ることを目的に、市内の路線のバス、1路線につき100円で乗車することができる市内路線バス乗車カードを交付しております。

市内の路線バスは、路線内であれば停留所でないところでの乗降車ができ、高齢者の利用に配慮をされております。

また、高齢者も含め、介護や見守りを必要としたり、車椅子の利用等、一般の公共交通機関の利用が困難な方につきましては、障害者総合支援法によりますところの移動支援事業により、福祉の向上を図っているところでございます。

あわせて、地域の課題解決としてコミュニティーバスの導入など、高齢者の外出を支援していくまちづくり協議会の取組への支援をしており、地域内での共助が高まるものと考えております。

そのほかに、各スーパーなどでの宅配などのサービスや、無料シャトルバスの運行もあるようでございますので、買物の際には御活用いただけるものと考えております。

加えて、一部の利用機関や歯科診療所におきましても、受診の際の送迎を実施されており、御活用いただけるものと考えております。

なお、物価高騰対策の1つとして、非課税世帯給付金の支給を実施しております。経済的負担が少しでも軽減できることを期待しております。

以上のようなことから、現段階でタクシー利用支援については考えていないところでございます。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 極めて冷たい福祉行政の立場だと言わざるを得ません。

まず、民間のスーパーが買い出し、それから民間の病院が市民の足となってやっていると。それで市が、いいな、それでいいんだ、私たちはやらんでいいなと。それは逆であって、民間が

やらざるを得なくなっていることに対して市がしっかり支援する、そういう仕事じゃないかと。そこが遅れていると。そういう逆の捉え方をして、福祉の増進のために行政がやるのが筋じゃないですか。民間がやってるから、市はやらんでいいんだ。こんな無責任な自治体のやり方は変えなければならない。考え直していただきたいと思いますが、どうですかね。

この壱岐市は、福祉の、言ったらあれですけども、孤島じゃないですかね。福祉行政の遅れの孤島。なぜそう思うかという、お隣の対馬市さんは、年間500円で10枚のタクシー券の支給をやってらっしゃいます。それから、同じような平戸市では、100円のチケットを90枚配って9,000円の支援をしていらっしゃいます。それから、松浦市、100円の券を100枚配っています。それから、島原市は500円の券を12枚、6,000円分送ってます。それから、雲仙市もタクシー料金の3割について、72枚発行しています。南島原市では、2万4,000円分のタクシー券を支払っています。

というふうに、それから、五島市。五島市はもっと進んでいて、「チョイソコごとう」という乗合タクシーを使って、運行区域内は、1回で300円出せばどこまでもその区域は乗れると。2区域オーバーして行けば、600円で病院にも行ける。300円あれば安心して病院へ行ける。往復でも600円で済む。

こういう福祉政策、高齢者のための交通支援策をやっているわけですよ。この辺りの他の自治体ですね。同じような交通不便な状態にある自治体の状況は把握された上での先ほどの答弁なのか、お答えください。

○議長（小金丸益明君） 西原市民部長。

○市民部部長（西原 辰也君） 県内タクシー利用券の補助があるということにつきましては、山口議員からは昨年、一昨年とタクシー事業につきましての質問がなされてありまして、県内タクシーのこの分につきましても、以前議員からもお話がございました。そのことは、認識をいたしております。

こうした福祉対策が各市それぞれある中で、高齢者の交通手段としてタクシー利用がどこまで必要とされているのか。また、新たな高齢者支援策を開始することは、壱岐市の財政状況の中において、今後ますます高齢化する中でのその財源確保が将来にわたって可能なかどうか、総合的な判断が求められるものと思っております。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 財政的なことがあるからできないんだと。ほかの自治体は財政が豊かで、こういう高齢者タクシー券が楽々に出せるというふうな財政状況だというふうに見えるわけですか。それは違うでしょう。各自治体が、市民の福祉の増進のために何が大切かということで観点を考えて、それは市民の福祉増進に必要なだからお金を出しましょうと。そうい

う決意があるかどうか。福祉に温かい、そういう意欲、気持ちがあって、政策に反映できるかどうか、そこに市が立っていない。だから、ほかの市より大きく遅れている。壱岐市は孤島ではないですかと、私が言ったのはそういう点なんです。

市長、何か答えられますか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 山口議員から厳しい御指摘をいただいております。今、特にタクシー券のことについてお話がっております。

しかしながら、福祉というのは、このタクシー券だけをもって壱岐が不当であるとは考えておりません。

そういったことから、今、御意見も賜りましたので、そのほかの福祉の件も含めて、山口議員からそういう御指摘を受けられないような福祉政策を、今後努力していきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 市長から検討するということでありましたので、ぜひ今の市民の高齢者の実情に合わせた、そして他の自治体のやっていることも参考にされて、そのレベルで、必要な福祉増進のための施策として、タクシー利用がどうかと。

単なるタクシーの利用じゃなくて、こういう観点でもタクシー利用券は有益だと思うのは、タクシーを利用することでタクシー会社はタクシー料金が入るわけですから、タクシー会社にこれだけの補助金を出しました、そういうわけよりも、雇用を増やし、タクシー会社の収益にもつながる施策として、このタクシー利用券の値打ちというのはある。だから、各自治体は取り組んでいると思いますが、白川市長、何か異議があるんですか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私が今申し上げましたことについて、誤解があってははいけませんのでもう一度申し上げます。福祉というのは、今はタクシーの件のこととおっしゃっておりますが、私が今申し上げたのは、もちろんタクシーの件も含めて、福祉について協議をする。タクシー券を発行するということではございませんので、誤解をなさらないようお願いしたいと思っておりますし、私は確かにそういうことをすれば、タクシー会社はいいかもしれませんが、私が今言っておりますのは、本質はそうではなくて、山口議員は福祉を今おっしゃってるわけです。福祉をおっしゃってる。私は、結果として、確かにふるさと納税返礼品もそうですけども、結果として地域の活性化につながりますけれども、今、御質問は、私は福祉のことをおっしゃっていると思っておりますので、その辺、一定の利用者がどうだから福祉をなさいと、そういうことにはならないと思っておりますので、その点の御理解いただきたいと思っております。

ます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 全体として福祉の見直しをすると、その中にタクシー券もあるというふうに言われていると思います。で、そのタクシー券の効果というのは、私はそういう企業を応援する形にもなるし、市民の応援にもなるということで考えるということを表示しているわけでありますので、ぜひ来年度予算含めてですね。

福祉の増進でいきますと、何か金がないというと財政がない、だからできないんだというふうに言われます。これは、市民の入湯券、あんま券の削減のときも言われたんですが、市民の福祉増進に直接的につながるようなことももっとやるべきですよ。観光客呼んで、福祉の経済を活性化せると。そして回り回って市民の福祉が増進する。そういうのもあるかもしれないですけども、ぜひ、はり、きゅう、あんまも含めた福祉の見直しをしていただいて、壱岐市が長崎県の福祉の孤島でなくなるように、ぜひ必要な検討をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

その次の洋上風力発電の導入可能性エリアの情報の国への情報提供の見送りについて質問をいたします。

私は、再生エネルギー、資材エネルギーの利用促進はすべきであると考えております。しかし、今回の壱岐市が進める洋上風力発電については、疑問を持っております。それは漁業の一層の衰退を招きかねないからであります。海砂の採取の二の舞になると考えるからであります。

漁業が衰退すれば、壱岐の観光も衰退しかねません。壱岐の一次産業である農業、漁業をしっかり守っていくことが、政治の役割であると考えます。食料危機が叫ばれている今日、世界の状況から見て、農業、漁業を大切にすべき存在として、壱岐市は第一に考えるべきではないですか。その点、洋上風力の導入の中では、それに合致しない、そのように考えます。

その上で、今回の国への情報提供の見送りについて、どこに原因があったのか、それを伺います。

その見送りの要因の1つは、防衛省の国防レーダーの提供があると。それから2つ目には、利害関係者となる漁業関係者の理解が得られていないというふうに県は判断して、国への情報提供をしておりません。そのように伺っております。

なぜこのような懸念事項が残る事態になって、そして結果として国への情報提供ができなかったか、この辺りの市の見解、責任をお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 4番、山口議員の4番目の質問にお答えいたします。

壱岐市洋上風力発電等導入検討協議会については、これまで5回全て公開により開催いたしました。各委員等から活発な御意見をいただきながら、議論を重ねてきたところであります。

今回、長崎県が国への情報提供を見送った理由について、県に対し、壱岐市洋上風力発電等導入検討委員会での説明を要請いたしました。その結果、去る7月31日の会議で説明を受けたところでございます。

その中で、2つの懸念事項が示されました。

まず、1つ目の国の防衛関係施設への提供に関しましては、以前から全国的に報道でも取り上げられておりましたので、壱岐海域の影響についても早い段階での影響の有無の確認が望ましいとの認識から、令和3年度に国の関係機関に対し、影響についての確認に際し、どのような手続が必要かを確認いたしました。その回答として、導入可能性エリアが確定した段階で、そのエリアにどのように風車が配置されるのか、緯度、経度の情報も含めて提示されてからの確認になるとの回答でございました。

その結果として、「導入可能性エリア」が決定した後の本年4月に入り、影響がある海域としては、導入可能性エリアの西側海域と東側海域、両海域の北側が示されたところであります。

構成委員からは、具体的に防衛関係施設にとってどのような影響があるのか明確にすること。また、防衛関係施設への影響があるとされる海域への導入の可否を明確にすることが最優先であるとの指摘があり、そのためにも防衛省と国の関係機関との意見交換等を継続すべきとの御意見をいただきましたので、市としても関係機関との協議等を継続する意向であることを申し上げたところであります。

防衛省でも洋上風力発電と防衛との共生の必要性は認識されており、将来的には技術開発等による課題解決を考えられておりますので、今後の協議において早期の解決が図られるよう働きかけてまいります。

2点目は、市外の漁業関係者等との合意形成についてでございますけれども、この点については、協議会の中で特に構成委員からの言及等はございませんでした。

しかしながら、市外の漁業関係者と利害関係者との合意形成は、一基礎自治体である壱岐市だけでは困難なことから、国や県と連携の強化を前提として取組を継続する旨の事務局案を示しておりまして、構成委員の皆様の御理解を得ているものと考えております。

加えて、県から示された2つの懸念事項を含め、市内外の利害関係者や市民等の洋上風力発電に関する理解促進につながる方策として、実証試験機の導入の検討について、事務局より提案させていただきました。

構成委員からは、実証試験機の導入につきましても、海域の選定や関係諸省の合意形成を。（「それは聞いてません」と呼ぶ者あり）

いやいや、2つの問題について答えよとです。（「はい」と呼ぶ者あり）

実証試験では、風車（・・・）の導入であり、必要な海域の面積には限られること、また実証試験期間にも期限があることなどについて、それに対して関係者に十分な説明を尽くした上で、合意が得られるよう取り組む意向を示し、協議会での御承認を得たところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 簡潔にお願いしたいなと思います。

まず、国防レーダーについての協議会等の話でいきますと、令和4年2月の国際航業が出した報告書の中に、自衛隊との関係で、防衛マクロ回線及び警戒官制レーダーへの影響は、具体的な風車の配置や規模等の情報を提示し、次代改めて評価するものであるため、当該事項の未確定な段階においては更新修正の必要はないと考えると、このように令和4年2月の時点で報告書が上がってる。つまり、市はこれ以前に、この点で、防衛レーダーについての認識があったはずですよ。なのに、そのまま特に防衛省との関係をつくらずに、今年5年3月に防衛省と話し合ったと、こういう流れじゃないですか。

そういう意味では、この令和4年2月の段階で、危機感を持って防衛省との関係、話合いを進めるべきであったのにしていないという点で、問題があるという点が1つです。

また、その他地域の利害関係者の理解についても、特に問題なかったような、市長言いましたが、令和4年9月の協議会の中で、勉強会の講師となった長谷先生が、他地域からの反対意見がある場合は承認は難しいですよというふうな指導をされております。令和4年9月ですよ。これ、議事録載ってますからね。

そして、令和4年12月になって、次の協議会までに実施予定の取組ということで、選考利用者の個別調整をするよというようなことをやっています。つまり、令和5年になって初めて他地域との漁業者との交渉等をやっている。まさに、防衛レーダーにしても、他地域についても、県に出す情報提供を求める直前のそういう取組であると。この事業はもっと前からずっと進んでますので、しっかり取り組むべき点が抜けていたんじゃないか、そういう認識ありますか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私の答弁をちゃんと聞いていただきたいと思います。

この防衛関係については、令和3年度に国の関係機関に対して、影響についての確認に際し、どのような取組が必要かを確認したと申し上げております。令和3年度にしてるんです。それを4年にしてるじゃないかというのは、私の答弁をちゃんと聞いていただきたいと思っています。

それから、市外の事業者と、残念ですけれども、それは一般会議ですから、皆さんも御存じの
はずでありますし、今度の7月31日の会議でもそれこそ説明ございました。私が申し上げた
のは、7月31日の会議では皆さんからの意見はなかったと、そういうふうに申し上げており
ます。ちゃんと聞いてください。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 令和4年2月の報告書に書いてあるから、それ以前に市は知っ
ていたはずだと。そういう意味では、ちょっと正確に市長の発言を聞いてませんでしたので、
そういうことだったと。

しかし、私が言いたいのは、それなのにきちっと対応してきたのかと。そういう点での不十
分さが、今回の国への情報提供への見送りにつながったというふうに言わざるを得ないんじ
ゃないですか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） もう少しよく聞いてください。

私はその結果、回答として、導入可能性エリアが確定した段階で、そのエリアにどのような
風車が配置されるのか、緯度、経度の情報も含めて提示されてからの確認となるとのことであ
ったと、そういう回答を得てるんです。ですから、今年の4月に入って、その導入可能性エリア
をお示しして、そして判断をいただいたということでございますので、私の回答を本当に聞いて
ください。お願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 令和5年3月の協議会の今後の取組についてというところに、
防衛省防衛政策局との今度の主な意見交換というか、その中に、防衛政策局は、提示された風
車1本ずつの影響を検討するため回答に時間を要すると。正式な回答を追って連絡するという
ふうに、令和5年3月に書いてあります。

つまり、令和5年3月においては、まだまだ防衛省の判断が出すには時間がかかると、そう
いう状態であったわけでしょう。やっぱりそういう事態になったからこそ、今回の県の国への
情報提供ができないというふうに、結果になったわけですから、そういうのはあらかじめ、こ
れ、防衛省の責任なんですか。そういうふうに言ってるんですか。じゃないでしょう。市の取組
の先の見通しが甘かったと、これしかないんじゃないですか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私は今、山口議員の理論構成も全く分かりませんね。そのことによっ
て、県が国への提供を見送ったんです。市は、そういうことも、そうではなくて、3月の結果を
県に情報提供いたしました。国に提供してくれということでした。

その結果、県が今言われました2つの事項について懸念があるということで、国への情報提供を見送ったんです。特に市が県の判断を左右する、そういった要素はないと考えております。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 最後に、協議会には学識経験者と共に、振興局の方も入ってらっしゃいます。なのに、例えば、振興局、それから長崎県の産業労働部新産業創造課の方がオプザーバーでやって、なぜ県とか国の、それから防衛省との関係を密にして、こういう事態にならないための対応策が必要であると、そういうふうに市長は考えないんですか。そこを言って。もう時間がないから。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 県の御判断なさることについて、市が言及することはございません。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 市から県のいろんな部局の人が協議会に入っているわけですから、この辺りのオプザーバーとしての助言等が必要ではなかったのか。この中でも受けずに、ずるずると事業が進んで遅れた原因をつくったのではないかと、私はそう思います。

そういう状態の中で、新たに実験、検証をやるというような表明ですが、しっかり今回の事業の失敗というか、情報が上がらなかった原因、取組の問題点をしっかり検証された上で今後の方針を立てるべきであって、もう既に実験機を作るという、そういう方針は再度考えていただきたいということを表明して、一般質問を終わります。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、山口欽秀議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時52分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、14番、市山繁議員の登壇をお願いします。市山議員。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14番 市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

本日の一般質問者の2番目の登壇でございます。

14番、市山繁が通告に従いまして、一般質問を行います。

現在、中国の日本の水産物輸入停止により、社会情勢も緊迫しております。また、岸田首相が本日13日午後、内閣改造を行います。

問題の中国の日本の水産物の輸入停止の回復を願っております。

私の質問は、1項の福島原子力発電所の処理水の海洋放出開始と、ふるさと納税寄附金の5割ルールの厳格化についての2点と、要旨として何点か上げておりますので、順次質問をいたします。簡潔な御答弁をよろしく願いいたします。

それでは、1項の東京電力福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出の開始についてですが、東京電力福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出が8月24日開始され、放出期間は約30年程度に及ぶとの見通しと言われておりますが、中国の税関当局は、8月24日、日本の水産物の輸入を全面的に停止することを発表いたしました。

これにより、日本の水産業に多大な影響が憂慮されることについて、下記の質問をいたします。

中国の日本の水産物の輸入停止による壱岐市の影響についてでございますが、日本の2022年度の水産物実績での輸出総額は3,873億円であり、そのうち中国、香港、マカオの輸出額は合計1,647億円であり、日本の輸出額の約42%になっておりますが、3か国の輸入の内訳は、中国が871億円で約22%、中国の主な品目はホタテ貝、ナマコの調製品、カツオ、マグロなどで、香港はホタテ貝の調製品とナマコで755億円で19%、マカオがナマコの調製品ほかで21億円ですが、中国の中でも日本からホタテ貝を輸入し、中国で加工し、他国に、アメリカ等に輸出してる業者もあり、複雑な環境問題もあるようでございますが、長崎県の2022年度の水産物の輸出額は70億円であり、そのうち中国への輸出額は25億円で、約35%であります。ホタテ貝はありませんが、その分、近海で取れるブリ、ヒラス、マグロやイカ類ですが、その水産物が全面休止でありますと、国内消費も限界があり、魚価が低迷することが危惧されます。

県全体の中国への輸出額は分かっていますが、各地域の輸出額と魚種は把握しておりませんが、壱岐市への水産業の影響について、まずお尋ねをいたします。

次に、2項の国と壱岐市の支援についてでございますが、政府は中国による水産物の輸入停止への対応、風評被害の不安の解消に向け、2021年度に300億円の基金を創設し、2022年度は漁業振興に向けて支援するため500億円、合計800億円の基金を設立しております。その事業対象の対策の300億円の用途では、1に企業などの食堂へ水産物の提供。2は水産物のネット販売などで販売拡大と開拓。3は冷凍可能な水産物の一時買取り、保管に必要な資金の借入れ、金利等。4に広報誌の作成、流通業者説明会の費用等となっております。

次に、漁業振興の500億円の用途では、1に魚種、漁場の開拓、必要な漁具などの調達。2

に燃料代の削減に向けた取組。3に魚の箱などの費用削減。4に省エネ性能に優れた機器の導入であり、合計800億円の基金が予定されておりますが、政府はその後、9月5日の閣議で水産業者への追加支援として、2023年度予算での予備から207億円を支出することが決定しております。

前の風評被害に備える300億円の基金と漁業継続の支援する500億円の基金と、今回の支援の207億円の合計は1,007億円となり、ほかに輸出国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備、認定手続にも支援することがされており、政府も水産業の危機感を感じており、これだけの支援は大変心強く感じておりますが、ホタテ貝の支援策が主体のように感じております。

水産業は壱岐市の基幹産業でもあり、水産業は多岐にわたり影響があると思います。国の支援もあると思いますが、今後の水産業の壱岐市の支援対策についてどのようにお考えか、御所見を伺いたいと思っております。

まず、質問は2個です。

○議長（小金丸益明君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産部長。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部部長（谷口 実君） 14番、市山議員の東京電力福島第一原子力発電所処理水放出にかかる長崎県下、そして壱岐市の影響と輸出額についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、長崎県下の影響につきましては、水産物輸出の35%が中国向けでありまして、直接中国へ輸出されている業者等については大きな影響を受けております。

また、市場を通じて中国へ輸出されている場合には、中国の輸入停止に伴い、新たな輸出先が見つからないといったことになれば、国内需要に振り替えるしかなく、需要と供給のバランスが崩れることにより魚価が低下する可能性があると考えております。

壱岐市への影響につきましては、直接中国に輸出されている業者等は把握しておらず、現段階では影響は少ないものと考えておりますが、魚価の低下の影響は少なからず受けるのではないかと想定をいたしているところでございます。

また、水産物の輸出額につきましては、県水産部に確認をいたしましたところ、令和4年度で長崎県では、先ほど議員おっしゃったように約71億円となっております。そのうち中国向けが35%でございますので、約25億円というふうになっております。本市を含む各地域の輸出額につきましては把握していないとの回答でありまして、本市でもその関係につきましては把握はできていないという状況でございます。

次に、今後の支援策の検討についての御質問についてお答えをいたします。

現在、国において漁業者支援のための政策が検討され、実施されております。内容としましては、先ほど議員おっしゃったように、風評被害対策として300億円、漁業継続支援として500億円の基金が設置されておまして、予備費から207億円を活用し、新たな輸出先の開拓や加工体制の強化を支援することが決定をされております。

今後、壱岐市の基幹産業である水産業にも影響が出てくると想定され、国等の動向を注視すべきであるというふうに考えておりますが、基本的には、支援を行うべきは処理水放出の方針を決定した国であり、原因者である東京電力であると考えており、市独自の支援は考えておりません。

しかしながら、本市漁業者への影響が想定外の場合や顕著に見られる場合、そして、国の支援策が行き届かない場合には、県を通じて国への要望等を働きかけていきたいと、行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 私もそのような答弁になるとは思っておりましたが、あまり、各地方の被害まではなかなか分からないのが実情であると思っております。

そこで追加の質問をさせていただきますが、福島第一電力発電所の処理水の放出の質問は、ただいま私が申し上げたとおりでございますけれども、これの支援策として、壱岐市の支援策について、今申し上げたいと思っておりますが、その前に私は、ちょっと少し中国に申し上げると言ったら大きいようですけれども、個人的な思いを申し上げますと、中国政府は原子力発電所の処理水放出については、水産物の輸入停止については、科学的な結果は信用せず、ただ、水産物の安心安全のためと言われておりますが、日本の経済に低迷を凶っているように私は思っております。そんなに処理水の放流が危険で、人類に害がある日本近海の水産物と思われるなら、日本近海、特にEEZの近海で大型漁船で大量に漁獲するはずが私はありませんと思っておりますが、そのように思っておるなら、中国のことですから、直ちに私は漁を中止すると思われませんが、少し矛盾しているなというふうに考えております。

今回、中国の水産物の輸入禁止による国の支援策の需要拡大、風評被害の解消のため300億と、農業振興500億、今回発表の207億円で合計1,007億円の支援につきましては先ほど申したとおりでございますが、大半がホタテ貝関係の支援と思われまして。東北の地域はそうでしょうが、西日本、九州県下は鮮魚が主体となっております。長崎県は、離島県であります。2020年度の長崎県の漁獲高の35%が中国への輸出額であります。それだけ県下の

離島に影響があるとなりますと、島の基幹産業は農業、漁業であります。その1つでも崩れると、島全体に大きな打撃となります。特に、島は海に囲まれての生活であり、漁業に活力がなければ、島の活性化はなくなり、ひいては後継者の存続も憂慮されます。

それに漁業は、燃料の高騰が問題であります。現在は、1リットル10円の補助をしておりますけれども、今回政府は、ガゾリンの高騰により10月中にガソリンの平均価格を175円をキープし、補助金の延長をしておりますが、漁船に一番必要なA重油はどれだけの価格をベースとして補助されるのか、今回の基金で予算化されると思っておりますけれども、長崎市の水産業を支援する県下の議長会、市町会でも現況は御存じのとおりでありますので、長崎は水産県であります。他縣市よりも早く緊急重点要望として、県へ要望すべきと私は考えております。

この中国の水産物の輸入停止が長くなると水産業の死活問題にもなりかねませんので、提言をいたしておるところでございますが、この件について、先ほど要望するというようなことでございましたが、御見解をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部部長（谷口 実君） 14番、市山議員の追加質問にお答えさせていただきます。

燃料費の支援について、A重油に対してはどれぐらいの支援になるのかといった状況につきましては調査をいたしまして、そこに影響が出るようございましたら、やはり要望等を行っていきたく思っておりますので、まずはそういったところの金額的どのぐらいになるのかといったところの把握に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 国の基準が出ますから、そのときになると思いますが、どれだけの補助になるか、私心配だから、今言いよりも。

そして、やっぱり今言うたように、市からも議長会からも市町会からも、そういうふうに頑張っていただきたいというふうに思っておりますので、今申しました。

そして、追加ですが、今回中国が日本の水産輸入を全面的に停止したことで、北海道や東北ではホタテ貝、ナマコが下落して、その影響は各地に広がり、宮崎県や鹿児島県では、養殖ブリの価格が下落しております。長崎県では、中国に輸出していた養殖マグロを国内向けに切り替えたところ、一番の値下げとなっております。茨城県では、伊勢海老の平均価格は、放出後4,000円から3,500円に下落しております。価格の下落が始まっております。

政府は輸出先転換や漁業継続販売、販路の拡大などの支援策を、先ほども言いましたように、支援総額1,007億円を充当すると決定しておりますが、何と云っても日本全国の被害地が多

いので、支援額の確保に皆さんが懸命とっておりますので、市と県の地域の水産業の救済のために頑張っていたきたいと私は思っておりますが、関連した質問でございますが、何かございましたら一言、次に移りたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部部長（谷口 実君） 追加の質問でございますが、やはり魚価の低下というのが、やはり影響が出てくるというふうに感じております。

そういったことで、まずもって国の救済策の支援をどのような形で受けれるのか、そして先ほど申しましたように、実際のところ、そういった顕著に影響が見られるようになりまして、やはり市といたしましても、県を通じて国等に要望を行いながら、そういった施策の検討を行ってまいりたいというふうに思っておりますので、まずもってそういった国の支援策について強力な体制を整えていただくように国へ要望していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 各市、この1,007億円を、やはり今、ホタテ貝が大体北陸のほうは主体ですから、それに取り負けんように、こっちもやっぱりマグロの養殖とか、長崎県もいろいろありますから、頑張っていたきたいと私は思っております。

それでは、次に移りたいと思っておりますが、それでは2項のふるさと納税寄付額の5割ルール of 厳格化についてですけれども、質問に入ります前に、このふるさと納税、応援基金につきましては、所管の職員様には事業の趣旨、目的をよく理解され、目標を目指して努力され、毎年増加となり、市の貴重な財産として多くの事業に利用されておりますことに感謝とねぎらいを申し上げます。今後も一層厳しくなると思っておりますが、英知を結集して寄附者の方々の喜ばれる方策に頑張っていたきたいと思っております。

ふるさと納税の寄附に対し、返礼品などの経費を5割以下に押さえる総務省の5割ルールの厳格化が本年10月から始まります。加熱する返礼の競争や、最近の物価の高騰が続く中、各自治体は、さらなる経営削減を求められます。

壱岐市の返礼品の状況について、下記の質問をいたします。

ふるさと納税は、寄附額の5割ルール厳格化の経費については、ふるさと納税寄附金の関連経費を5割以下に押さえるよう定めた規定が2019年の地方税法の改正で導入されたものであり、ふるさと納税の寄附金を地域振興に生かし、返礼品を通じてその地域を知っていただき、また来島される観光客の増加にもつながるのが目的で制定されております。

物価の高騰により、返礼品の代金や返礼品の送料が増額となり、返礼品の代金は寄与額の3

分の1以下となっておりますが、その中でも特に送料の負担が大きい離島である壱岐市のような自治体では、返礼品の量を減らすか、寄附額の設定を引き上げるしかしかないという自治体もあるようですが、関連する経費が増額となれば返礼品の代金に影響することになりますが、壱岐市の状況についてまずお尋ねをいたします。

次に、ふるさと納税の民間業者への業務委託している経費についてでございますが、ふるさと納税寄附金の5割ルール厳格化にする方針については、これまで曖昧だった寄附金、受領書の発行、郵送等を経費に計上し、明確にするためとされ、寄附者の心が自治体に通じて、自治体の貴重な財源として各事業に利用されておりますが、この大切な寄附金をめぐっては、仲介サイトを運営し、各種事務手続を代行する民間業者へ多くの寄附金が流出し、自治体の手元に十分に残らないことが問題視されたことがある新聞に掲載されておりましたが、私はそのようなことを知り、あきれておりますけれども、ある自治体では民間業者に見積書を依頼して試算し、結果、現在は5割以下は維持できる見通しですけれども、これ以上物価が高騰し続けると危うい状態になるだろうと言われておりますが、送料等は全国の基準でありますので、各地方の格差はないと思われませんが、民間事業者は全国で何社あって、民間事業者の手数料に違いがあるのか、壱岐市はどの民間業者を通じておられるのか、返礼品の送料と民間業者に支払っている経費について、また返礼品の3割は維持できているのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

次に、3のふるさと納税返礼品の方法について、ふるさと納税寄附金が寄附される方々の温かい心の寄附であり、それと壱岐の島の産品、名産のお礼品を楽しみにし、次の返礼品はどんな名産が送ってくるかなと楽しみにしている方もいらっしゃると思っておりますが、その気持ちを、社会情勢の影響で返礼品の量や質を減らしたり、寄附額の設定を引き上げるなどしても、寄附者が減少すれば私は意味がないと思われまして。他市でも返礼品の方法を検討しておりますが、壱岐市も返礼品の有効な方法を検討する必要があると思っております。

検討はされておれば、その方法についてを説明をいただきたいと思っております。

次に、議長、質問はこれだけですから、答弁をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和弘君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和弘君） 14番、市山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のふるさと納税寄附金の5割ルール厳格化に伴う壱岐市の対応状況についてでございますが、まず、ふるさと納税制度の概要及び壱岐市の現状について御説明いたします。

ふるさと納税制度は、地方で生まれた方がその地方の自治体から医療や教育等の様々な住民サービスを受けて育ち、大半の方が就職等によって都市部の自治体に移り住み、納税を行うこととなり、都市部の自治体は税収を得る一方で、生まれ育った故郷の自治体には税収が入らな

いという弊害についての問題提起がなされ、多くの議論や検討を経て生み出された制度であります。

平成20年5月に制度が開始され、8年目となる平成27年度に本市において初めて1億円を超え、自治体間競争が年々激化する状況の中で、市の担当職員が業務を担い、寄附獲得増に積極的に取り組んでまいりましたが、他自治体と比較し、伸び悩む状況が続いておりました。

このことから、寄附額を大きく伸ばしている県内自治体の状況を確認しましたところ、その要因が専門知識を持った民間事業者への委託であることを伺い、本市の貴重な自主財源のさらなる獲得に向け、寄附者のニーズや、国内の情勢に応じた返礼品開発やブラッシュアップのほか、プロモーション等についての業務を外部委託することについての検討を行い、その結果として外部委託を行うことで寄附額増が見込め、市の自主財源が増えること、また返礼品が増えることで市内の返礼品提供事業者の収益増、経営の安定化、そして雇用の維持拡大につながるなど、好影響を及ぼすことが大きく期待できると判断し、令和3年度から令和5年度の3年を期間とし、委託事業者を公募の上、選定し、その成果として令和4年度には委託前の令和2年度と比較し、2倍強の7億を超える寄附獲得ができ、定住移住施策、子育て施策、農林水産施策などの実現のための貴重な財源となっております。

議員御質問の10月からの5割ルールの厳格化内容については、本年6月27日付で国から、本年10月1日から全ての必要経費を寄附額の5割以下とする旨の通達があり、厳格化された内容は2点であり、1点目は、これまでは経費として計上の必要がなかった確定申告が不要となるワンストップ特例申請及び寄附金の受領証明書の発行経費も含め、全ての経費を対象とすること。2点目は、返礼品の地場産原材料の取扱いの厳格化であります。この厳格化に係る本市の対応状況でございますが、7月5日に開催された県内ふるさと納税方針説明会において、年度途中での制度改正は返礼品提供事業者はじめ、現場が混乱すること、また、離島は送料が高く不利であることを強く伝えたところであります。

加えて、本年度の長崎県市長会において、平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率5割以下と定められたこの経費率には返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては、経費率の対象から除外することの国への提言を行うこととされております。

しかしながら、制度改正開始までの期間が短く、市内の返礼品提供事業者に対し、早急な周知も必要であったことから、県委託事業者と協議、調整を行い、また、県内他市町の状況も確認し、本市の方針として、10月1日の制度改正に合わせ、市内の返礼品提供事業者の収益減など影響を及ぼさないよう、返礼品自体の金額は変更せず、市全体でのふるさと納税の経費割合

が5割以下となる範囲内で寄附額を上げることとし、8月8日付でその旨を通知したところですが、令和5年度については、現状どおりでできないか、現在、委託事業者との最終調整を行っているところであり、調整後の内容につきまして、後日、返礼品提供事業者の皆様にご改めしてお知らせすることとしております。

2点目のふるさと納税業務を外部委託したことによって、自治体の手元にあまり残らないとの御質問にお答えいたします。

本市のふるさと納税に要する経費は、寄附額の3割以下の返礼品代、返礼品の送料、広告宣伝費、寄附される方の窓口となるポータルサイトの利用料、ニーズに応じた魅力的な返礼品の開発やブラッシュアップやプロモーションのほか、返礼品の発注管理等の委託料であります。

1点目の御質問に対する回答の中で、外部委託に至った経緯等について御説明いたしましたが、2点目の外部委託したことによって、壱岐市の手元に寄附金があまり残らなくなったのではないかと御質問について、外部委託前の令和2年度と比較し、御説明いたします。

まず、令和2年度と令和3年度の比較でございます。令和2年度の寄附額は約3億800万円、その5割の1億5,400万円が市の自主財源、3割の約9,200万円が返礼品代として島内事業者の収益となり、残り2割のうち、ポータルサイト利用料や広告費用等への当該事業者へ支払った約3,200万円を除く約2億7,800万円が壱岐市内に残ったこととなります。

同様の考え方で算出した場合に、令和3年度は、寄附額が約3億5,800万円に対し、壱岐市内に約3億円が残ったこととなり、令和2年度比で2,200万円のプラスとなっております。

次に、令和2年度と令和4年度の比較でございます。令和4年度の寄附額が約7億3,900万円、壱岐市内に約6億400万円が残ったこととなり、令和2年度比で約3億2,600万円のプラスとなっております。

なお、壱岐市の自主財源としての比較においても、令和2年度と比較し、令和3年度でプラス2,500万円、令和4年度でプラス2億1,500万円となっております。

また、返礼品提供事業者においても、令和2年度は76事業者、返礼品数が664商品であったものが、令和4年度には126事業者、2,118商品となっており、市内の返礼品提供事業者の収益増、経営の安定化、そして雇用の維持拡大による地域振興につながっているものと判断しております。

さらには寄附件数が、令和2年度は9,991件であったものが、令和4年度には2万2,464件プラス1万2,473件、2.2倍となったことで壱岐市の認知度向上のほか、魅力が伝わることなど、好影響を及ぼしており、専門知識を持った民間事業者への外部委託の成果は十分に出ており、正しい判断であったと考えております。

3点目のふるさと納税寄附額の5割ルール厳格化に伴う返礼品対策についての御質問にお答

えいたします。

1点目の御質問に対する回答の中で、返礼品の対応について御説明いたしましたが、議員の言われるとおり、返礼品の質や量を落とすことによって本市への寄附額が減少することは当然避けるべきと考えております。このことから現在、より効果的な対応策について、委託事業者との最終調整を行っているところでございます。

壱岐市としましては、改正されたルールの中で、地域振興のための貴重な財源となるふるさと納税獲得増に向け、引き続き積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔企画振興部部長（塚本 和弘君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 答弁、ありがとうございました。

私は、先ほど申しましたように、壱岐市の担当は十分研究し、努力されていらっしゃる。それは先ほど申しましたとおりでございますが、私は、この民間業者の手数料のこのことは、新聞に載ったのは壱岐市のことを言っているわけじゃないわけですね。そうしたことがあるから、やっぱり本当にそういうことがあったのかどうかをお尋ねしておるわけですから。

そして5割を超えますと、返礼品がどう動くか。3割はお礼をされないということになりますので、それを憂慮して私は言っておるわけでございますが、追加質問をしますが、ふるさと納税の5割ルールの質問は、1項から3項まで述べて関連をいたしておるわけですが、2項のふるさと納税の返礼品の保証手続を代行する民間業者へ寄附金が流出し、自治体の手元に残らないとのことが問題視されているのは非常に私は残念であります、そのことを聞いたわけですね。

制度の趣旨を理解されていないと思いますけれども、このようなことがあってよいのか、どの経費がそこは高いのか、お分かりであれば参考にしたいと思って、その経費の中でどれが重点的に高いのか、そしてそのために返礼品に食い込んでいるのか、それをお尋ねしたいと思っております。

次に、3項のふるさと納税の返礼品の方法と実施されている自治体を紹介しますと、いろいろな方法と、壱岐市でも実施されている方法もあるかと思いますが、沖縄県の今帰仁村では2021年度までに3年連続で経費の比率が5割を超えていましたけれども、2022年度は初めて基準内に収めていると言われております。

その1つは、返礼品の送料が高くつくフルーツから、安く送付できる村への旅行券に移し、経費を節減したのが奏功し、寄附額の3割の商品券をその場で受け取り、土産品の購入や施設内での飲食に使える仕組みとしているなどの方法を実施しております。

福岡県の古賀市の高速サービスエリア、SAや、愛知県豊橋市の道の駅では、今年度、自動販売機やレジでふるさと納税ができるシステムを導入したり、福岡県飯塚市では、クール便の使用が必要な冷凍食品などの一部の返礼品について、その分、増額を検討したり、佐賀県の唐津市も（・・・）を検討中と、いろいろな方法を検討、実施している自治体もあります。

参考までに申しましたが、寄附される方も現状を理解されておるとお思いますので、壱岐市としても有効な方法を検討し、実施されたいとおと思いますが、これから厳しくなっまいります、どのような見解を持っておるか、お尋ねいたしたいとお思います。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和弘君） 市山議員の追加質問にお答えをさせていただきたいとお思います。

まず、経費の部分がどのくらいかかっているかという、比率でございますけれども、返礼品のほうは約3割と、それから送料、広告費、決済等の費用、それから委託事業者への部分があります。これで現在、今、壱岐市のほうでは48.5%となっております。

今後、厳格化されていくということで、寄附金額の受領書の発行の手数料、ワンストップ特例の手数料、それから人件費等でございますけれども、これを入れました今現在、予想で52%になるというふうなことで計算をしております。

これを5割に抑えるというところで、今現在、委託事業者と交渉しているところ、最終調整をしておりますけれども、令和5年度につきましては、現状どおり、これまでどおりの形で進めていこうと最終調整をしておりますので、結果が出次第、また皆さんには、返礼品提供事業者の皆様にはお伝えをしていきたいとお思います。

それから、有効な方法ということで、送料の部分が非常に、離島でございますので、高くなっております。これは先ほども申し上げましたけれども、国への要望等を含めまして、今後とも引き続き調整をしていきたいとお思います。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 送料は、そういう規定がありますから、とにかく遠いところは、距離で行きますから、壱岐のような海上の送料になりますと高うつくのは事実ですから、これが上がると3割に食い込むんじゃないかということをおっしゃっておるわけですね。

それから、そうすると、事務費で仲介料とか、そういうのはよそと比較して壱岐はどうですか。その48.5%の範囲内で収まるとということですね。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和弘君） 現在のところ、収まっておりますけれども、10月からの制

度改正によりまして超える見込みでありますので、その辺を調整するようにしておるところでございます。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 先ほど、私も言いましたけれども、やっぱり送料がどうせ、これ、上がることは間違いないわけですから、先ほど言いました冷蔵の費用なんかは、その分を負担してもらおうところもあるそうでございますから、そのところ、せっかくよい品を送るわけですから、送料の1,000円か500円か、私、分かりませんけれども、その分を負担してもらって、了解を得て、いい品物を私は送ったほうがいいと思います。

私ごとですが、私の友達が毎回、中元とかお歳暮とか送ってくるわけですね。それは行橋の人ですが、あそこは福沢諭吉の1万円のせんべいを送ってきたんですね。関サバのを送ってきたり、それからのシイタケの、大分県の肉厚のシイタケを、いろいろ品を変えて送ってきます。

私もその返礼として壱岐牛をやっぱり宣伝せないかんと思って、最初は薄切りの1,600円ぐらいですかね。100グラム1,600円の肉を、すき焼きを送りよったわけ。それを、また同じものばかりいかんけんと思って、今度はまた焼き肉用を送ったわけですね。そしたら、そのとき喜んだわけです。これは喜んでくれるならいいねと思って、この次は、牛ステーキを4枚送ったわけです。そしたら、ほらほら言うて電話着いたら、すぐ電話かけて、こんなに珍しかもん送ってもらって、もう食べられとるじゃろか、食べていいもんじゃろかと喜んでいただきました。そして、大人には220グラムのステーキをやって、子どもに180グラム、それを4枚送ったわけですね。そしてやったところは、うちの親父が前言いよりました。人間は目と、それから香り、臭覚ですね、そして食。結局、眼香食、それを覚えとけと。人にやるときは、そういうふうに覚えとかないかんぞって言われたよったけん、私もそれを実行したわけですが、やはり変わった品物を、目を見張るようなものを、やっぱり値段は変わらんわけですから、やって、一等喜んで、これは私の返礼品には適所になるということを考えました。

それで、肉ばかりじゃなくて果物も、いろいろそりゃあるでしょう。メロンの5つ玉もありゃ4つ玉もあるわけですからね。その家族によって送ったり、価格によって、それはもう1万円ぐらいじゃ送られませんが、寄附額の多い人にはそういうふうにして、やっぱり喜んで、飛び上がるようなものを送ってみてもよいと私は思っております。

これは参考までですけども、そういう方法で今後、皆さん方頑張ってください、いかに増額をして、市の財源になるようにひとつ頑張ってくださいと思います。

もう後8分ありますけれども、これで私は終わります。どうも答弁ありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

.....
○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩します。再開を13時といたします。

午前11時42分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番、植村圭司議員の登壇を求めます。植村議員。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 植村 圭司君） それでは、7番、植村圭司が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

3月の一般質問以来になりました。3月には、精神科病床がなくなったことにつきまして、質問したわけでございますけれども、その後、すぐに対応していただいたみたいで、6月行政報告では壱岐病院での令和7年度4月をめどに再開の準備をされるということで、課題解決に向けて取り組まれているという報告がございました。こうやって一般質問を通じまして、やっぱりやってよかったなというふうに思ったりもしております。

予算委員会等へも発言をしておりますと、今年でありますと、タイワンリスの1匹当たりの捕獲料が500円から700円と200円も上りましたし、要望してました民間保育所等整備手引きといいますものも7月にできました。やってよかったなというふうに思っております。

今回もこういった形で、市の発展に貢献できればという思いで質問をさせていただこうと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

今日は、洋上風力発電の導入可能性についてということと、いきっこ留学制度の改善ということで質問を持ってまいりました。

最初に、洋上風力発電の導入可能性についてということで質問させていただこうと思っております。

午前中の一部質問と重なりますけれども、もう一回確認をする意味も込めまして、再度質問のところがありますが御了承願いたいと思っております。

私としましては、島の未来、将来のためには、洋上風力発電の導入は必要だというふうに考えております。当然、漁業関係者等、航路関係者等、関係者皆様の御理解、そして島民の理解があつてのことで進めていただきたいというふうに思っております。

私も、今年1月にありました意見交換会のほうにも出席させていただきました。参加者の方は少なかったんですけども、ここの中で説明を受けましたところ、メリットとデメリット両方を丁寧に説明をしていただきまして、改めて理解を深めたところであります。

私が、その推進する理由といいますのは後ほど述べますけれども、6月の行政報告では、この風力発電の導入可能性エリアについて、県に情報提供いたしましたという報告が6月議会でありました。9月になりますと、今度は、県から国への情報提供が見送られましたというふうになっております。要するに、壱岐から県への情報提供を行ったところ、県から国へは情報提供は行われなかったといったところで今回報告がありました。

この事業が滞ってるのかなというふうに思いまして、まず、確認を込めて今回質問をしております。見送られた大きい理由が2点ありまして、国の防衛関係施設への影響で設備設置に制限があるというのが1点、もう一点が、市外漁業関係者等利害関係者との合意形成が不十分だということで、国防関係と合意形成ができていないという2点で情報提供は見送られているという実態がございました。

そこで、この2点の懸念事項であります、この見送られた理由について質問をしたいと思っております。

まず一点目、国の防衛施設関係の影響は、最も基本的な確認事項と思われまます。これは今年になる前、以前にも基本的な確認として協議されていたと思われまますけれども、今回初めて説明を受けました。今になって問題となった経緯と影響内容の詳細を伺いたいと思ひます。

2点目、2点の懸念事項、先ほど申しました2点ですね、この2点の懸念事項の今後の見通しと解決できる問題なのかの認識をお伺ひします。

3番目、実証実験機の導入ということに触れてありました。実証実験といいますのがどういふものなのか、その内容、目的、効果の説明をよろしくお願ひいたします。

○議長（小金丸益明君） 植村議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 7番、植村圭司議員の御質問にお答えします。

洋上風力発電の導入可能性について3点でございます。

まず、洋上風力発電の導入可能性の検討に当たり、国の防衛関係施設への影響については、山口議員の御質問の中でお話したとおりでございますけれども、その経緯について時系列に御理解をいただくために、再度申し上げたいと思ひます。

まず、令和3年度に、国の関係機関に防衛施設の影響についての判断をいただくためには、どのような手続が必要ですかということをお尋ねをいたしました。国の関係機関からの回答は、導入可能性エリアが確定した段階で、そのエリアにどのような風車が配置されるのか、緯度経度の情報も含めて提示された後でないことと確認ができないとのこととございました。

そこで、令和4年12月に開催した第2回の洋上風力発電等導入検討協議会で、導入可能性エリア（案）をお示しした後、国の関係機関に導入可能性エリア（案）として事務局が想定して

いる風車の配置情報と併せて国の関係機関に提供し、防衛関係施設への影響の有無について問合せをいたしました。

国の関係機関からは、影響の有無については、風車の緯度経度の座標ごとの判断となるため数か月を要する旨の連絡がありましたが、一定の結論を出す令和5年3月に開催した令和4年度第3回の検討協議会の段階では、いまだ国の関係機関からの回答はございませんでした。

4月に入り、国の関係機関から影響の有無についての回答があり、この情報も含めて、再エネ海域利用法に基づいて県への情報提供を行ったところであります。

影響の内容の詳細につきましては、国防に関わることから、市においても、現段階では防衛省から詳細な内容の聞き取りはできておりませんが、影響がある海域としては、導入可能性エリアの西側海域と東側海域の北側が示されております。一方、同エリアの東側海域の南側への設置は、防衛関係施設への影響はないとされたところでございます。影響の度合いにつきましては、影響があるとされた海域においては、設置する風車の高さや本数にかかわらず影響があるということでございます。

今後も、防衛省等関係機関とは意見交換等を行う旨確認しておりますので、防衛関係施設への影響につきましても、可能な範囲で具体的な内容を把握したいと考えております。

次に、これらは解決できる問題なのかという御質問でございますけれども、これまでの意見交換で、防衛省としても、国防と洋上風力発電の共存の必要性については理解が示されておりました。今回のような問題も、将来的には技術開発により回避できるとの見解も示されておりますので、今後の意見交換等におきまして、影響範囲が絶対的なものなのかを含め、早期に技術開発による解決が図られるよう働きかけてまいります。

もう一つの懸念材料である市外の漁業関係者等との合意形成については、設置場所が広範囲に及ぶことから、共同漁業権の範囲外、沖でございますけれども、いわゆる一般海域となりますので、本市単独での対応は困難と考えております。国や県との連携強化を前提とした上で、取り組むべき課題であると考えております。

県は、「環境にやさしく、気候変動によるこれまでにない災害リスク等に適応した、脱炭素・資源循環型の持続可能な社会が実現した長崎県」を将来像として掲げ、2050年までの脱炭素社会の実現を目指しており、去る9月4日に、九州電力株式会社と締結された脱炭素社会の実現に向けた連携協定にも、再生可能エネルギーの導入拡大が掲げられていることから、再生可能エネルギー主力電源化の切り札であり、国策とも言える洋上風力の風力発電の導入についても力強いリーダーシップを発揮していただけるものと考えております。

導入可能性エリアを利用する利害関係者等の特定並びに市外の漁業関係者等との対話による合意形成につきましては、県の御指導を仰ぎながら取り組んでまいりたいと考えております。

市外の利害関係者等との合意形成については、時間を要するものと考えておりますが、これらは、壱岐だけの問題ではなく、導入を目指す多くの自治体も乗り越えて前へ進んでおります。解決できない課題とは考えておりません。これらの課題の解決に見通しをつけ、改めて国への情報提供に臨みたいと考えております。

3点目の実証試験機の導入についての御質問でございますけれども、目的といたしましては、実証試験機の導入により、洋上風力発電の導入による漁業への影響や、自然環境への影響が明確になることだと捉えております。特に漁業への影響については、漁業関係者の皆様にも実証に関わっていただくことで、今の漁業に、どの程度の影響があるのか、漁業操業自体が可能なのか、取れる魚の種類や量に、どのような影響があるのかを定量化して目に見える形で確認することができます。

また、洋上風力発電と漁業とが共生するためには、事業関係者と発電事業者との間で、どのような歩み寄りが必要なのかを見極めるエビデンスともなります。

実証試験の内容については、規模として、洋上風力発電設備を1基または2基導入して行う予定であります。実証期間は3年から5年程度を想定しております。

漁業や自然環境への影響を確認する上で、有意義かつ効果的な事象となるよう、内容を精査して取り組みたいと考えております。

実証試験の効果についてでございますけれども、やはり一番の効果は、利害関係者や市民の皆様の間で、洋上風力発電に関する理解が深まることだと考えております。

これまでの取組で、既に再エネ海域利用法の促進区域に選定されている五島市の視察や千葉県銚子市との意見交換を行いました。いずれも先行して実証事業が行われております。この実証事業によって、当初は洋上風力発電自体に反対を決め込んだり、懐疑的だった漁業関係者等の理解が深まり、結果として、実証期間終了後も、商用機としての継続利用にも同意が得られている状況にあります。

五島沖での実証につきましては、実証海域は共同漁業圏内でありながら、水深100メートルの海域でございました。一方、壱岐市周辺海域では、共同漁業権外の一般海域でなければ、同様の水深を確保することはできません。しかし、一般海域になれば、市外の漁業関係者等、利害関係者も多数となり、合意形成にはかなりの労力を要するだろうことも事実でございます。それでもなお、実証事業を行うことが、市内外の様々な利害関係者に、実際にどのような影響があるかをじかに感じていただき、判断いただく最も有効な手段であると考えているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御説明いただきました。

この時系列を追って説明していただきまして、理解が深まったと思います。私も、最初は、なぜその防衛関係のお話が、今この場になって出てくるのかというふうに疑問に思ったんですけども、この協議自体は、令和3年から始まっていたということで、令和5年以降の確定後でないと分からなかったという話でございました。令和5年に、エリアが確定して県に報告した後に、国からの意見があったというふうに理解をしているんですけども、そういうことであれば、やっぱり国の防衛に関係するものでありますから、機密性も高いということであるでしょうし、非常に難しい問題にぶち当たったなというふうに思ったんですけども、御説明では、技術的なものも含めて、今後、解消する可能性があるということでもございました。

一ところ、これでは胸をなで下ろしたところでもございます。

ちょっと私も調べたところ、イギリスのほうですが、海外ですけども、この防衛関係、レーダーが風車に反射して影をつくってというふうなことの技術的問題があるという話を解決したというふうなニュースもございまして、海外ではございますが、そういった明るいニュースがございましたので、そのうち日本のほうでも、この問題については時間を追って解決していくんじゃないかというふうに楽観をしているところです。

ですから、ここは交渉等を粘り強くやっていただきたいというふうに思います。

そして、その漁業関係者の方、特に一般海域の方の理解というのが必要になってくるというふうに思うんですけども、ここについては、今のお話ですと、やっぱり、この実証実験機の導入を目指してやってみて理解を深めてもらうというふうな話も一つの方法でしょうから、今回、途中でやめるという話になったのではなくて、続けるという判断をされて、今後も交渉するというふうなお話だというふうに思いますので、私は、その方法で支持をしたいと思います。ですから頑張って、この洋上風力発電の推進というのは、やっていただきたいと思っております。

なぜ、私がそういうふうに言ってるかといいますと、やっぱりこれメリットがありまして、ここは私の私見でありますけども、直接波及効果と間接波及効果、両方あるんですけども、直接波及効果の中で、これ当然、島外から人がやってきて仕事が発生する、雇用が発生するということがございますので、そこは大きく期待できるところでございます。

そして間接的なものとしましては、事業が起こる、新しい事業ですね。グリーン電力といいますけども、この洋上風力を使った電気を利用した事業が、壱岐でもできるというふうに考えております。

そのうちの一つとしては、グリーン水素を使った事業、水素を使った水素の製造、水素の輸送、水素を使った発電、もしくはその電気分解を使った製品の開発等できるんだろうと。そして海洋データセンターというのがありまして、ここは私非常に期待をしているところでござい

して、海洋データセンターと言いましても分かりにくいんですが、要はデータですね。日本中にあります。例えば銀行とか、大手の会社のデータを蓄積するデータセンターというのを壱岐に誘致できるんじゃないかというふうに思っています。大変、電気を食うもので、非常に電気を使うというなれば、やっぱり電力がないといけない、洋上風力の電力を使えば、その辺ができる。

なぜ、データセンターが壱岐に適しているかといいますと、壱岐は災害にある程度強い。といますのが、地震に比較的遭いにくいところ、政府のマグニチュード6以上の地震想定につきましても、壱岐は、比較的全国的にも低い地域というふうになっておりますので、まず、地震が少ないところ。そして雨も降りますけども、今般起こってます大災害になるようなことは、まず、壱岐ではありませんので、こういった災害が少ない地域でのデータセンターというのは非常にアピールできる点ではないかというふうに思います。

これがあれば、雇用は当然ですけども、大手の商社、銀行とか、会社が、壱岐に参入してくるということも考えられますので、将来的にはこういった大きいことができるんじゃないかというふうに私は可能性を考えてます。

あとは、電力を使った養殖場の拡大でありますとか、あとは藻場ですね。この洋上風力発電機を使った藻場の造成、魚が来なければ藻場が育ちますし、来たら来たで漁場となりますので、こういった洋上風力発電機を設置することによって魚の集まり方、もしくは動きが変わって、非常にいい効果が出るんじゃないかというふうに期待をするところであります。

デメリットもあるんですけども、やっぱり一般海域ですので、その合意形成というのは非常に難しい。特に、その協議や合意の枠組みが今はないということがありますので、そこはすごい懸念事項であるんですけども、今のお話ですと、こういった実証実験を通して、理解をしていただけるようにいけるんじゃないかというふうに思っております。

こういったことをやるには、やっぱり市役所の中だけの事業というふうにならないで、やっぱり島民であるとか、島外の方に対しての説明があって、理解を深めていただくことが必要だと思っております。

今のところ、見たところホームページで、これまでの検討結果、県協議の結果等つけてはあんですけども、やっぱりなかなか市民の方への理解が進んでないんじゃないかというふうに思います。

前回、1月の意見交換会でも、参加者が、2回通じて100人行ってないんじゃないかと思うんですけども、こういったちょっと島民の方の理解が進んでないところを何とかしたいなと思ってまして、出前講座であるとか、要所要所での説明会等、もう少し密にさせていただくと非常に助かるんですけども、そういった計画等を考えていかれないかというのを伺いし

たいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

ただいまの植村議員のお話、最もなことだと思っております。今後、皆様に、そういったホームページであり、またいろんな機会を通して、本内容についての周知は図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ぜひともよろしく願います。広報紙使っても結構ですし、出前講座、説明会、人が出て行って、コロナも大体終わりつつありますので、顔と顔ですね、対話をする形で理解が深まっていく方法がいいんじゃないかというふうに思います。なるべくそういう形で、島民、島外の方への理解を深めていただきたいというふうに思います。

私としては、この事業を進めていただきたいという強い思いがあるんですが、市長のほうもちょっと意気込みを聞かせただけであれば助かるんですけども。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 御存じのように、壱岐市はSDGsに積極的に取り組んでおります。

また、国内初の気候非常事態宣言も行いました。これらのもろもろの今までの取組、その根底にあるのが、やはり再生可能エネルギーの創出だと考えております。ぜひ、私たちが将来、本当にグリーンエネルギーを届けるためにも、この洋上風力発電、実現したいと思っております。

市民の皆様、議会の皆様、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 市長からも力強いお言葉がありました。なるべく私も周知して、理解が深まっていくように頑張っていきたいと思っておりますので、諦めないで前向きに事業を進めていただけるようお願いをしたいと思います。よろしく願います。

続きまして、いきっこ留学制度の改善ということで話を進めていきたいと思っております。

まず、3月に亡くなられました壱岐高校の生徒様の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、関係者皆様方に対しまして謹んでお悔やみを申し上げます。

離島留学といいますと、壱岐高校の離島留学制度と壱岐市のやっております市内の小・中学生のいきっこ留学制度の両方がございますので、今日ここでは、壱岐市が所管するいきっこ留学制度に限定してお話ししたいと思います。壱岐高校のお話ではなくて、小・中学生のいきっこ留学のほうに限定した話にしたいと思います。

壱岐市は、現在、県と連携して、壱岐市離島留学・いきっこ留学検討部会で留学制度の取組内容を検討しているところと承知をしております。9月3日には、県庁のほうで壱岐事案につい

ての検証結果及び「離島留学制度」改善に向けての報告書が示されまして、これからの離島留学検討委員会も開催されました。ここには市長と教育長が出席されまして、私も傍聴してまいりました。

今日はこの検討委員会の結果を基に、今後、壱岐市として改善策が示されるものというふう
に推測しておりますので、この検討案を見た後に出てくる話に資するようにしたいと思ってる
んですけども、今後のいきっこ留学制度を検討するに当たりましてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目、いきっこ留学制度の今後の改善検討スケジュールはどうなっているのか。

2番目に、今後各市独自の適宜改善を考える必要があると思ってるんですけども、どういう
方法で事業評価をし、改善検討しようとしているのか伺います。具体的な方法が決まっていな
ければ、改善の枠組み、どういうふうにして改善していくのかという仕組みをつくるべきかと
考えてるんですけども、見解のほうをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

○教育長（山口 千樹君） 2点御質問がございましたので、まず、最初のほうのスケジュール
のほうの御質問からお答えしたいと思います。

先ほどいきっこ留学のお話をされましたけれども、経緯がございますので、少しこれまでの
経緯とこれからのことに分けてお話をいたします。

まず、これまでの経緯でございますが、3月の事案を受けまして、長崎県は4月から9月に
かけて、これからの離島留学検討委員会を3回開催しております。そこでは離島留学制度にお
ける課題と対策及び具体的な取組について協議を行っており、改善策を示すことになっており
ます。もうすぐホームページで示されると思っております。

次に、本市では、どうしたかと申しますと、5月から6月にかけて、壱岐市離島留学・いきっ
こ留学検討部会という部会を3回開催いたしました。ここでは、いきっこ留学を主に、それか
ら離島留学のことも含めて、現状や課題、そして里親の支援策等について協議をしてまいりま
した。

これが、これまでの経緯でございます。

これからでございます。先ほどもございましたが、9月3日に行われました会議で、県のほ
うは、離島留学制度の改善策の方向性を示しました。

これは離島留学のことだったんですけども、これを我々も見まして、私どもも、今後、第1
回壱岐市いきっこ留学制度運営委員会を9月27日に開催いたします。ここでは、現在やって
おりますいきっこ留学制度の改善策について検討をいたします。

この際、メンバーを、これまで壱岐市で行ってございました部会のメンバーをほとんどそのま

ま引き継いで入れまして、そして検討することで、これまで3回の会議と、壱岐市のいきっこ留学の在り方についての検討の一貫性というのを担保したいと考えております。

そして、その後、第2回の会議を12月に行って、令和6年度に入学してくる留学生の受入れについて審査をいたします。

また、第3回の会議を来年2月に行って、今般行った我々の改善が、本当に機能しているのかどうかという視点で検証をしたいと考えております。

つまり、今後3回の会議を行うということでございます。

このようなスケジュールを持って会議を行って、いきっこ留学制度が持続可能な制度になるようにしたいと考えております。

次に、2番目の質問についてのお答えをいたします。

まず、いきっこ留学の制度でございますが、対象となっているものが、成長過程にある子どもでございますので、子どもの状況が日々変わっておりまして、これからも様々な課題が出てくるということは明らかだと思っております。ですから、制度というのは常に検討をし、見直しをしていく必要があるというふうに考えております。

そこで、先ほど述べました壱岐市いきっこ留学制度運営委員会を、毎年、複数回開催することにしております。その中で、留学生の命や健康が守られているか、留学制度の目標が達成されているか、里親や保護者への支援は十分かなどの観点で検証を行ってまいります。

また、十分な協議を行うために、構成メンバーも、これまで5名だったんですけれども12名まで大幅に増やします。中には、心の専門家や人権、福祉などに詳しい方なども入れます。また、市民の声を聞くために、公募委員も加えるということにしております。

このような多方面の意見を取り入れることで、いきっこ留学制度が持続可能なものとなるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御説明いただきました。

3回今年度やるということで9月が改善計画を発表すると、発表といいますか決めて、12月に受入れを審査する、2月に改善した結果の機能の審査、振り返りをするといった話でスケジュールは進んでいくということだったと思うんですけども、この点でいきますと、この前の9月3日の中では、様々な内容がある中で、これ大綱的なものですので、ざっくりしてるんですが、例えば3つ、改善の方向性を示されています。

「生徒や里親に対するサポート体制の強化」、「生徒の受入体制の見直し」、「生徒に対する地

域全体の見守り」ということに加えて、改善を図っていくための組織をつくるというふうな話だったと思うんですけども、これは全部網羅されているような改善結果というふうに、9月の時点でなるというふうに思っているのでしょうか。それとも一部なのかというふうな話なんです。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） 今、この前の会議は、高校の離島留学の会議でございましたから、実は、既にいきっこ留学のほうが、もっとたくさんいろんなことをやっております、今の質問に端的に答えれば、ほぼ網羅しているだろうと思っております。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ほぼ網羅ということでございました。ほぼといいますと、おおむね満足できるものであるというふうに私たちは考えるんですけども、結局、9月27日の会議でその中身が分かるということでございますので、待つしかないのかなというふうに思うんですが、いずれにしても、その改善された内容といいますのが、100%のものであるとは思えないんですよ。やっぱりどこかしら何か直すところがまだまだあって、たゆまぬ不断の改善策というのを考えていかないと、なかなか充実したものにならないと思うんですけども。

そういった意味で、その改善をするということについてのその枠組みについては、12人で行う委員会、検討会ですね、それでカバーしていくんだというふうなお話というふうに理解するんですけども。例えば、この前の9月3日の検討会でありました地域とのつながり方、様々な関係者と、例えば出てきた言葉ですけども、縦横斜めの関係、その斜めの関係というのは、その地域のつながりだと思んですが、こういったこともいきっこ留学のほうで考えて改善されていくというふうに考えてよろしいんですかね。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） まず、私が申したいのは、こういうことなんですよ。

この前の会議を見ておまして、今、挙げるとすれば、県がやれてなくて市がやれていることが3つぐらいあります。

今、申された地域とのつながりなんですけれども、実はもう市の小学校は、全部コミュニティ・スクールになっていまして、地元のまち協さん辺りと連携してるわけですね。

例えば初山小学校辺りですと、そこにいきっこ留学の子どもがいると、もう大歓迎されてるわけですよ。しかも、まち協とか、それからコミュニティ・スクールですので、学校運営協議会などにも行くと、必ずそのことがあって、どうかして、もっといきっこ留学生を増やせないだろうかとか、快適に過ごしてもらうことはできないだろうかというのがあります。

また一方では、霞翠小学校辺りの運動会行きますと、何とあろうことか壱岐高校の生徒まで

入って運動会に参加しています。つまり、既に壱岐においては、縦横斜めはできているのではないかと私は思っています。

あと2つですけども、あのときの議論にならなかったんですけども、壱岐のほうは、既に3月の会議でコーディネーターの設置が決まっております、もう既に7月から2人使っております。マンパワーが増えているわけですけども、この方々がよく働いておまして、今、8月25日から学校が始まっておりますけれども、ほとんどの留学生とも個別に面談をしたり、里親さんと話したり、それから保護者とも話しているということが充実しております。つまり、そういう意味でも、県ができなかったことが既にできております。

あとこの前の会議で、私が気がつきましたのも、1つの里親当たりの定員、どれぐらいのキャパシティがいいのかというようなことが、これまでの会議の中であったんですけども、この前の会議ではございませんでした。あれっと思ったんですけども、実は壱岐市のほうでは、里親さんとお話をしておまして、小学生だったらこれぐらいだねとか、中学生だったらこれぐらいだねというのを、一つ目安をつくっております。もちろん、私どもは、それでやめろとか言うつもりはないんですけども、里親さん自身に、自分のところのキャパシティはこれぐらいであるということを感じていただいております。

という意味で、つまり、あそこで出されたものが10あるとすれば、市ができているものは15ぐらいあると思っております。ただ、おっしゃったとおり、それが全てパーフェクトかと言われると、私はそうではないと思っております。そこをパーフェクトだと思うのは傲慢だと思っております。

やはり、私どもの制度は完璧でないというつもりで、これからもやっていきます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御答弁いただきました。完璧でないものができていくという話だと思いますので、それは私と同じ気持ちでございます。不断の取組で改善を進めていくというふうな形で、よりいいものにしていこうというふうな気持ちだと思いますので、そこは私も同感でございますので、ここは頑張って改善をしていける方向でやっていただきたいと思います。

9月27日に、その改善策を示されるということですので、それを待ちたいと思います。待って、待った後に、1回見させていただきまして、議会のほうからも何か必要であれば助言等、意見していかないといけないのかなというふうに思っておりますので、その際、よろしく願いたいと思います。

こうやって改善できるというふうなことでございますので、その枠組みも考えてあるという

ことではございました。もう一つ聞きたいのは、この制度自体の責任者は、誰なのかがちょっと実ははっきりしないんですね。

今回は、県が主導して、こういった検討会をやっているんですけども、県がこれを設置しなければ、壱岐市独自で、今運営委員会がありましたので、その運営委員会の中でやってきていたんだらうと。そこは6人の方がいらっしゃって、その中の方々が采配を振るっていたんだらうというふうに思うんですけども、その運営委員会の委員長さんが最終決裁で、この事業を進めていたんじゃないかというふうに思うんですが、そういうことであれば、教育長の決裁する部分と運営委員会の委員長さんが決裁する部分、もしくは市長の決裁する部分というふうに3つ考えられるわけなんですね。

最終的に、この事業の責任者、誰の責任において、事業が回っているのかというのを確認しておきたかったんですけど、そこはどういうふうに考えたらよろしいんでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） 今おっしゃってる責任者というのが、例えば財政上の責任者なのか、それとも制度上の責任者なのかということではございますが、これまでの運営委員会の運営委員長さんが持ってらっしゃった権限というのは何かというと、留学生を決定するとかそういったことだったと思っております。

ですから、制度の中では決定者は、その方だったと思いますが、実際に運営していく中で、例えば教育委員会のメンバーとか、学校とかに対して、こうなさい、あれなさいと言ってるのは教育長でございますから、最終的なものは教育長であるというふうな御理解でよろしいと思います。

ただ、お金を払っているのは市ですから、そういう意味では市長だと思っておりますが、この案件に関しては、私の前の教育長もかなり前面に立って教育委員会をリードしていたと思っておりますし、私も同じ気持ちでございますので、責任は私が取るということの御理解で結構でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 教育長が責任を取るというふうなお話ではございました。私たちのほうもそういった理解で、何か意見がありましたら、教育委員会のほうに主に話をしていきたいと思っておりますので、受け止めよろしくお願ひしたいと思っております。

ここからちょっと少し要望の話になってくるんですけども、こういった形で、いきっこ留学の改善がされるということではございますが、これ、いきっこ留学といいますか、壱岐市のホームページ見たときに、いきっこ留学制度実施要綱というのが載ってるんですね。

これ、4月以降、島外の方から頻りに、私もちょっと連絡を受けたことがありまして、壱岐市のいきっこ留学の実施要綱を見たら、ちょっと中身がひどいんじゃないのかというところがあ

りました。

実は、これ、次長にも確認して、もう改善してるんだよって話でございますので、今は実際には違うんですけども、ただ、このいきっこ留学実施要綱が変わる前のものが、今、今日この時点でも載ってるんですね。

島外からは、やっぱり壱岐市の用語、おかしくないのかって話になった場合に、変わってないままずっと掲載しているもんですから、壱岐ってちょっと遅れてるんじゃないの、進んでないんじゃないの、何かおかしいんじゃないのとかという話が、いまだに来てるのが実際のところでございます、私のところに何件か来てます。

それで、さっき申し上げましたとおり、今はもう改善されているということでございますが、なぜこういうふうになってるのかという話を、ちょっと総務部長さんにお伺いしたいんですけども。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

壱岐市のあの例規集のホームページの更新につきましては、総務部のほうで担当しておりますので、私のほうから御説明をさせていただきます。

この例規集のホームページの更新につきましては、基本的に、3月、6月、9月、12月の市議会後の月末現在の内容をもって年4回更新をいたしております。

3か月ごとに、議決済みの条例なり、交付済みの規則等をまとめて、業務委託によって更新作業を行っております。この更新する作業につきましては、一定の時間を要するというようなことで、ただいま植村議員、御指摘の情報の時間差が生じている状況でございます。

いずれにいたしましても、できるだけ早急にホームページにて公開、内容の更新ができますように、事務処理に今後進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） 今、総務部長からもございましたけど、教育委員会のスタンスとしては、先ほども申しました9月27日の会議で改善策を出しますが、そこで改善策を検討していただかないと、我々としては新しい募集要項をホームページ上に出すわけにはいかんと、そういうスタンスでございます。

まだ、我々は、検討中であると思っておりますし、いきっこ留学はやめるつもりはございませんが、改善してないものを、そのまま改善、何らかの機関で検証していただかないものをそのまま載せるということはできないので、我々としても、9月27日の会議以降、新しい要綱を発出していくというようなスタンスでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 山口教育長のお話分かります。募集要項の話ですね。

今、私が話したのは実施要綱の話なんで、実施要綱については、まだ改善がされていないものが載っているんですが、実はもう変わっているという話でございまして、募集要項の話は大丈夫です。その方向で問題ございません。

今のお話にありました実施要綱の改変につきましては、（・・・）ということでございますので、よろしくをお願いします。

ここの改善、壱岐のいきっこ留学についての注目度がやっぱり高まっているんですね。想像以上に、全国から注目を集めているというところがございまして、素早い対応したとか、やっぱり内容がよくなっているといったことは、なるべく早く出したほうがいいのかなというのがございまして、早過ぎても何ですから、正確に早く出すというふうなことに努めていただきまして。

全部出さなくても、変えましたという話だけでも何か載せるとか、そこは載せ方だと思うんですけども、やり方で時間かかるころはあると思いますが、早くできる方法もあると思いますので、ちょっと工夫していただいて、さすが壱岐だなというふうな話になるようなやり方を、ここは目指していただきたいというふうに私の希望です。

これはちょっと簡単な話だったんですが、もう一個、これがちょっと私も個人的に、このいきっこ留学をどう思ってるかって話も含めましてなんですが、今まで、好調ですと、人気ありますというふうな話を聞いてきましたので、なるほど、そうなのかというふうに思ってきたんですけども。

教育長も壱岐高校の校長先生であったので、離島留学の件、詳しいと思いますが、実は私も、昔、議員になる前、壱岐高校の離島留学を取材してまして、おおむねその時期に離島留学の問題点というのを、ちょっと一旦分かったかなというふうな感じだったんですね。心の中に秘めていまして、いつか言おうと思ってたんですが、今の時期になってしまって。

実はやっぱり、里親さんが少ないというのがあって、里親不足というふうのを慢性的に抱えておりました。私の知る限り、数年前からずっと里親さんの不足というのはあったと思うんですけども、そこを解消できないままいきっこ留学が始まったんですね。いきっこ留学の里親さんというの、やっぱり不足してるんじゃないかというふうに思っております。

回覧等で募集かけてるんですけども、なかなか集まらないという実際があったんじゃないかなというふうに私は感じてます。

その中で、今、実態的には里親留学22人、孫戻しが5人、親子留学18人というふうなことで、里親留学さんが一番多くて比重が多いんですね。この里親留学さんについては、比重が多

いにかかわらず里親が少ないという実態が今でも変わってないと思います。でありながらやっぱり押し進めようとしているというところに、やっぱり無理があるんじゃないかというふうに個人的には思っています。

そこで、法律的な話をしますと、実装法は関係ないと言いますが、児童福祉法第30条の中に、4親等外の児童については、3か月を超えて同居させるには届け出が要するというふうになっています。やっぱり法律上、そういった届け出も必要になっているということで、若干ハードルが上がってる状態、そういうところに壱岐市が、今、里親留学をやっているという、この現実があるわけです。

そうすると私の個人的な意見なんですけど、親とのつながり、親との記憶をたどったときに、やっぱり子どもの幼少期の懐かしい思い出とかというのが、やっぱり人格形成に影響が出てるんじゃないかというふうなことを考えたときに、里親留学よりも、親子留学を積極的に進めるべきじゃないかと思っています。親子留学であれば、親と子が2人とも壱岐に、2人、3人ですね、壱岐にやってきて学べるということでございますので、全く問題なくできるんじゃないかというふうに思ってます、その比重を親子留学にシフトしたほうがいいんじゃないかというふうに思っています。

親子留学のデメリットは、世帯主さんがやってくると、離島活性化交付金が得られないというふうなことで、単なる引っ越しじゃないかというふうになっていますので、そこをクリアするのが必要なんですけど、そこは県が、世帯主さんがやっても、この離島活性化交付金、得られるようにしますよというふうな要望を国のほうに出してるようなんですね。そうなりますと、市のほうでも、そういった交付金を使って、古民家の改修とか、空き家改修をやって、そこに親子を入れてくるというふうなこともできるんじゃないかと、親子誘致することができるんじゃないかというふうに思うんですけど、そこについての時間ないんで、すいません、答弁をちょっと、いかなもんかというふうに思ってるんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） 御指摘の件はよく分かりましたので、これから研究してまいります。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 研究ということでございました。実態と、あと理想もよく検討していただきまして、壱岐に来て幸せだったと言っていただけの子がたくさん増えるように、懸命にやっていただきたいと思います。要望いたしまして私の一般質問、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で植村圭司議員の一般質問を終わります。

.....
○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩します。再開を14時といたします。

午後1時50分休憩

.....
午後2時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、清水修議員の登壇をお願いします。清水議員。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（8番 清水 修君） 皆さん、こんにちは。

9月会議の一般質問1日目の最後の4番になりました。

まとまった雨が降らないので、非常に皆さん、どこに行っても雨降らんね、降らんねという声ばかりでしたが、昼の天気予報ではあしたは少し期待できるかなというような予報にもなっていたようですが、晴天も大事ですけど、適度な雨もしっかり降ってもらいながら、壱岐の実りがますます増すことも願いながら、8番議員、清水修が通告に従いまして、大きく2点について質問させていただきます。

1つ目の質問は、この夏の自分なりの自己研修で、県内でのモバイルクリニックという巡回診療車両の導入事例について伺う機会がありましたので、このことについてお尋ねをします。

壱岐市でも高齢化が高まり、市民の健康を守るために、包括支援体制等が充実されながら様々な取組がなされています。初山地区ではコミュニティーバスが既に運行を開始され、箱崎地区でも間もなく始まると聞いています。買物や通院支援など、高齢者の暮らしの支援が見られるようになってきたと感じています。

しかし、慢性疾患を抱えて移動が困難な高齢者の自宅療養などをされている患者さん方への支援には程遠いのではないかと感じているところです。

少し前置きが長くなりますが、モバイルクリニックとは、巡回診療車両を導入して、通院が困難な患者さんに対しオンライン診療を提供することができる取組です。すなわち、医療検査機器などを搭載した車に看護師が同乗し、車内からテレビ電話で病院につなぎ、そこで行った検査データを基に医師とのオンライン診療が可能となったり、また、薬剤師さんからの服薬についても指導を受けることができるような、より適切な診療ができるようになっているということでした。

壱岐市も独居老人世帯と運転免許返納者も増えてくる現状において、この巡回診療車両でのモバイルクリニックが実施できれば、これまで以上に広範囲での支援ができるのではないかと

考えました。

研修で伺ったところ、この事業は、デジタル田園都市国家構想の交付金を活用して実現できたということでした。維持費の財源は、ふるさと納税を充当して、委託料で賄っているなどを聞きました。

かなりの高額な体制になるようですので厳しいかなと思いつつも、また、壱岐市は対馬や五島よりは民間医療がかなり充実しておりますので、このこともかなりこの車の導入にもいろんな難しい面もあるのかなと考えたりしました。

この巡回診療車両の導入について、壱岐市のほうで検討する機会があったのでしょうかというのが、第1点のお尋ねでございます。

市民の健康面での安全な暮らしを守るために、前向きな検討をお願いしたいと思います。

御答弁をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 清水議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。壱岐保健環境部長。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部部長（崎川 敏春君） 8番、清水議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、モバイルクリニックにつきましては、心電図モニターなど診察に必要な医療機材が装備された巡回診療車が、患者の指定する場所や時間に予約を入れ、訪問し、医療機関にいる医師とインターネットによるビデオ通話機能などを介して、遠隔によるオンライン診療をする仕組みであり、高齢化に加え、医療不足や無医地区の解消、公共交通が限られている地域の貴重な医療サービスの確保を目的に整備が進められております。

本県では、本年1月から五島市で運用が開始され、全国では長野県伊那市が実証事業を経て、運用を開始していると認識いたしております。

清水議員が言われる慢性疾患を抱え、移動が困難な御高齢の市民の方々など、通院が厳しい患者様には、お体への負担を減らし、適切な診療を受けることが可能となり、モバイルクリニックはこれらの課題解決に向けた手段の1つとなり得るものと考えております。

ここで、御質問の趣旨であります本市における事業導入の検討でございますが、昨年9月に五島市で本事業に関わられた関係者より、本市も同じ離島であり、高齢化が進んでいることから内容を御説明いただいたところでございます。

その上で、本市の医療環境をはじめ、医療機関と自宅などへの送迎支援や、二次離島である三島地区への巡回診療と、市内全域をカバーする訪問診療など、医師会が在宅医療に力を入れていることや、本市では、これまでの患者の病歴や生活実態を知るかかりつけ医を推進しており、引き続き、患者の皆様への最適な医療サービスの確保と地域医療の充実を図るには、壱岐医師会の幅広い支援が必要であること、看護師をはじめとする医療従事者の不足や、今後、働

き方改革による医師確保も厳しい状況が見込まれることなどをお話しさせていただいたところでございます。

また、モバイルクリニック事業につきましては、通常の診療と変わらない評価がある反面、診療費の支払いやお薬の受渡しは、医療機関や薬局窓口で行わなければならないこと、巡回診療車の整備など、事業の導入に当たりましては、交付金や補助金などの活用が可能ではありますが、ランニングコストなどの財源確保など解決すべき課題があることも確認をいたしております。

本市の進める医療政策には、医師会の御理解と御支援が必要不可欠であります。

また、市民皆様の安全、安心な暮らしを守るため、充実した医療サービス、快適な診療環境を整備することは必要なこととあります。

今後、市民皆様のニーズの把握と、市内医療機関の様々な取組に必要な支援が実施できるよう、医師会をはじめとする医療関係者と連携を図り、本事業を含めた医療政策の方向の注視、情報収集に努めてまいります。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 崎川部長、本当必要なこの巡回診療の車両の導入についての受け止め方、とても大事なことではあるが、いろんな医師会様の御協力をはじめ、ランニングコストの件、手払いや薬局へ取りに行くことなど、いろんな難しい側面もあるということも私も調べて、なかなか難しいなと思いつつも、やはりこれからの老岐の高齢化社会の中において、また、後ほど空き家のことも質問しますが、本当に独居老人の方が増え、お悔やみのお便り等も増えるようなこういった中で、大変な思いをしながらどうしてあるのかな、病院などは行ってあるのかなと思いつつも、考えを巡らすこともあったもんですから、質問をさせていただきました。

多くの予算費用がかかる案件でございますので、なかなかすぐに検討しますということも難しいでしょうし、また老岐の今の医療体制と、また老岐病院の増築等も控えておりますし、かなりそういった面では、県内の離島よりはまだまだいい条件の中におられる部分かなとも思っておりますので、今後の検討の1つの考え方として捉えていただいて、モバイルクリニックの導入についてももう少し前向きな検討のお返事いただければなと思っておりますけれども、今日のところはひとまずこの件は話して、掘り下げて、またもっと課題や問題点などを克服する手だてとか、何か事例など収集して、また再度、いつか近いうちにさせていただきたいというふうにならうと思っております。ありがとうございました。

それでは、2つ目のUIターン促進事業の現状と課題についての質問をさせていただきます。

このことも壱岐市では移住定住の促進に向け、地方創生交付金などを活用して様々な取組がなされています。少子高齢化がさらに進行する中で、空き家も増え、空き家改修補助などを活用して空き家バンクへの登録も増えていると感じます。

この新しい空き家バンクの資料、少し前までよりは本当内容が見やすく、分かりやすく、これだったら自分も空き家の登録を増やすために考えてみようかなというようなことを感じたところです。LINEから情報とかを探しやすかったし、見てみてもたくさんの登録がしてあって、もう成約中とか商談中とか、本当にやはりそういった需要というか、空き家を探しておられる方々も多いし、それに対する取組もいい効果を出しておられるんだなということを感じました。

この空き家の問題は、私も人ごとだけではなくて、自分の家もどうなるだろうかと、やはり考えます。もう使えなくなりかけてから考えても遅いですから、やはり自分の財産をしっかり守りながら、それを有効に活用していただけるようにという立場で、一市民として協力できる部分はやっぱりしなきゃいけないのかなという思いからこの質問になりますが、空き家バンクへの登録はどうすればいいのかなという相談を受けたり、また所有者と利用希望者の合意や、改修事業者とのトラブルなどもこれまで何うことがありました。

そこで、今のこの空き家対策等についてのことで、次の2点についてお尋ねします。

1つ目は、コロナ禍前からのUIターン者も多く来られたと思いますが、その推移と、この実績に係る費用等の推移、加えていわゆる定住率といいますか、5年以上壱岐に住んでいただいている方の数等が分かれば教えていただきたいというのが1点目。

2点目は、現状の空き家バンクへの登録と、所有者と利用希望者との契約には、空き家の紹介はするけれども市は関わらないということが、この制度の大きな、いい面でもあるし、やはりちょっと相談を受けた方から見れば不安になった部分もあったみたいですので、メリット、デメリットがあり、相談を受けることがありましたし、もうそのことは、いわゆる成約、契約の以降については市は介入できませんということがありますので、それ以上のことはなかなか私も対応できてなくて、改善ができておりません。

今後、市内の空き家をより有効に活用していくための課題解決的なことや、見直しなどの方策などが検討しておられれば、教えていただきたいというのが2点目でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和弘君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和弘君） 8番、清水議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、コロナ禍前のUIターン者数は平成29年度の48人から、

平成30年度には96人に倍増し、令和元年度も84人と、それまでの移住施策の成果が現れ始めたという状況にありました。

令和2年度以降は、コロナ禍における行動制限等で人の流れが抑制される一方、リモートワークの普及等による地方への移住機運の高まり等もあって、令和2年度は91人、令和3年度は86人と、90人前後の移住者数を維持してきたところでございます。

令和4年度はそれまでの行動制限や自粛ムードが徐々に緩和されていったこともあり、70世帯122人と、これまでの実績から大幅に増加し、過去最高の移住者数となっております。

移住定住促進に係る補助金の活用実績につきましては、コロナ禍前である令和元年度の2,498万円に対し、令和2年度が2,357万4,000円、令和3年度が2,581万5,000円、令和4年度は3,523万4,000円となっております。移住者数の増加に伴い、特に引っ越し費用や賃貸住宅の家賃に対する補助金の申請件数が増えていることから、こうした支援策が移住される方に対する後押しになっているものと考えております。

これらの補助金は老岐市に5年以上定住することを交付の要件としておりますが、令和5年9月の調査時点において、平成29年度以降の移住者580人のうち、5年未満の転出者は7.4%の43人となっており、定住率は92.6%でございます。

次に、2つ目の御質問にお答えいたします。

移住相談を受ける中で最も多いのは住居に関する相談であり、移住を決める上での重要な要素となっております。市内には民間の不動産業者もございますが、戸建ての空き家についてはほとんど取り扱われていないというのが現状であります。

一方で、御承知のとおり、市内には非常に多くの空き家が存在しており、今後も増えていくことが予想されるため、こうした空き家を移住者向けに有効活用することを目的として、市では空き家バンクの取組を進めております。

令和5年8月末時点における空き家バンクへの登録件数は、空き家が102件、空き地が10件ございまして、このうち空き家62件、空き地4件が売買または賃貸が成立済みとなっております。登録件数も年々増えている状況です。

空き家バンクに登録された物件はポータルサイトいきしまぐらしに掲載し、情報発信を行うことにより、空き家所有者と移住者等のマッチングを行っております。

市では、内覧の受付、日程調整、現場対応までを行い、金額の交渉、契約等に関しては当事者間で話し合ってもらって決めていただくこととしております。空き家バンクでは、登録や利用に関して費用が発生しないことがメリットの1つですが、一方で、交渉や契約等に関しては個人間で行う必要があるため、万が一、トラブルが生じた場合に自己解決しなければならないというデメリットがございます。

トラブルは頻繁に発生するものではありませんが、空き家物件であるがゆえに、例えば契約を行った後、建物の状態に不具合が判明した場合にトラブルに至るケースなどが挙げられます。こうしたトラブルを避けるためにも、相談窓口においては、空き家バンク利用者に対して、事前にデメリットの部分についても丁寧に説明を行い、御理解いただいた上で利用していただくとともに、特に契約に関しては、専門知識を有する不動産業者や司法書士を介することを強く推奨しております。

今後の方策としましては、宅地建物取引業者に空き家バンク制度に関わっていただくことで、専門家の観点から、空き家登録時の物件の状態の確認や契約時のサポート体制の構築等ができないか、研究を行っているところでございます。

制度の見直しに当たっては、現在メリットとなっている費用の問題も関係してきますので、他の自治体の事例も参考にしながら慎重に検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔企画振興部部長（塚本 和弘君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） やはりこういう、もう本当に壱岐の島が抱えている、私たちに身近な空き家対策について、数値でお示ししていただくことはとても分かりやすく、そしてこれからどのような対応をしていくのかというようなこともよく理解できました。

当初の事例なので、わざわざここで言う必要もないわけですがけれども、私が相談を受けた方で、いわゆるその方はいきっこ留学で来られた方で、移住定住、住む場所を探しに相談に、窓口に来られたときに、そのときの説明では、どちらの補助金というか、そういう移住に関する、また転入に関する経費が使えますよというような案内があったということで、それを期待されて、いろいろトイレをやり変えたり、かれこれされたんですけども、ちょっとその後で、そのことは間違いで、どちらか一方のことで補助をするようになってますというようなことで、少しマイナスイメージを持って、何かどうにかできませんかというような御相談だったりして、私もそのことは確かめに行ったりして対応はしたんですけども、やはりもうこれだけいろんな実績、かれこれされてますので、十分な配慮事項とか、事前に言うべきこととか、案内等には一定の公平的な対応をされてあるかと思えます。

ただ、先ほど部長さんが言われましたように、やっぱり専門家の方を相談できる立場で、不動産関係者とか、または法律的な部分での相談とかができるような体制とといいますか、そういったことには取り組んでいただくほうが親切かなというか、そういう起臥の話の中でしましたし、そういう見直しも考えているということでしたので、そのところはお願いとしてお伝えさせていただきます。

私が一番、うれしいじゃないですけども、このモバイルクリニックの件も五島で聞いたことなんですけど、そのときにUIターンの話も伺いました。五島市では定住率といいますか、は81.8%という報告だったので、本市では90%を超える、そういった成果を出されているというようなことも聞いて、何かこの壱岐市内、島内の空き家に対することについてはこのまま進めていっていただきたいし、応援もしたいなと思います。

1つ追加の質問ですけど、私が少し相談の行きがかり上、どうしてもこの時期は草が敷地内に覆いかぶさり、虫とかもかなり出るということで、1つの希望の相談を受けたんですけども、時期が悪かったのか、草切りとかもして、ちゃんと見ていただいたりもしたんですけども、やっぱりちょっと少し街中からは離れてましたので、結局は実を結ばなかったんですけども、そういった島外から来られる方々に、時期にもよるでしょうけれども、そういった草切りとか、しくり切りといいますか、樹木の伐採等、そういったことに対する作業は、その方も入って、以前そこに入ってた方も頼んだり、シルバーに頼んだり、近所の人に応援してもらったり、いろんな形でされながらしてありますので、そこは、いろいろ高望みはできないと思うんですけど、何かそういった管理面での支援とか、そういった補助とかいうことは難しいでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和弘君） 清水議員の追加の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

移住相談があった場合には、親身になって、寄り添った形で御相談等には応じております。その中で地域によっては、今おっしゃられるようなしくり切りや草切りなど、必要になってくる部分もあろうかと思えます。

業者等の紹介等はできると思えますけども、今時点で今おっしゃられたような補助制度というのは、準備はしておりません。そこは地域の方々も同様のことでございますので、自助努力で頑張ってくださいと思っております。

移住者の方、特にアフターフォロー等も必要になってくるかと思えますので、相談に関しては親身になって、ちゃんと対応してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。

壱岐の島に夢と希望を持たれて、やはりいろいろ探されて、壱岐を選んで、いろんな仕組みを利用しながら来ていただける皆さんへの大事な窓口として、空き家バンクの仕組み、制度をしっかりと応援をさせていただきたいと思えます。

私、今回、通院が難しい患者さんへのモバイルクリニックと、この財産のことでの空き家バ

シクのことを質問させていただいたんですけれども、この医療と、こういった財産を守る仕組みというのは、もう壱岐市が本当に一番大事にして取り組まれていることですから、改めて学ばせてもらいましたし、地域での関わり方の大切さも感じた次第です。

ウィズコロナの時代を迎えましたが、3年間を取り戻すことの難さといいますか、簡単なことではないなというのを実感するこの頃です。

例えば、これまで地域で、小学校、保育所と合同運動会をしていたんですけども、3年間は全くできませんでした。今回、何とか地域と一緒にやりましょうという話が数回検討されましたが、なかなかいろんな面で難しさがあり、例えば、敬老老人会種目は、取りあえず1種目やりましょう、地域の種目も綱引きと壱岐洋洋とリレーぐらいは何とかできませんでしょうかねというような、そういった話合いを年々しながら、少しずつ取り戻していかなければいけない。また、自分が所管してるナイター陸上も4年ぶりに開催、壱岐市の御協力を得てできたんですけども、参加者は半分に満たないぐらいの人数でした。

やはり、なかなかこの難しい時代を乗り切るためには、市の施策、それに対する私たちの理解、地域の理解を少しでもしていただけるように、これからも取り組んでいかなきゃいけないなということを申し述べて、本日の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日9月14日木曜日午前10時から開きます。

なお、明日も一般質問となっております、3名の議員が登壇予定となっております。

壱岐ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民皆様におかれましては御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。皆さん大変お疲れさまでした。

午後2時37分散会
